

# 持続可能な建設業に向けた環境整備検討会 第五回検討会 資料

---

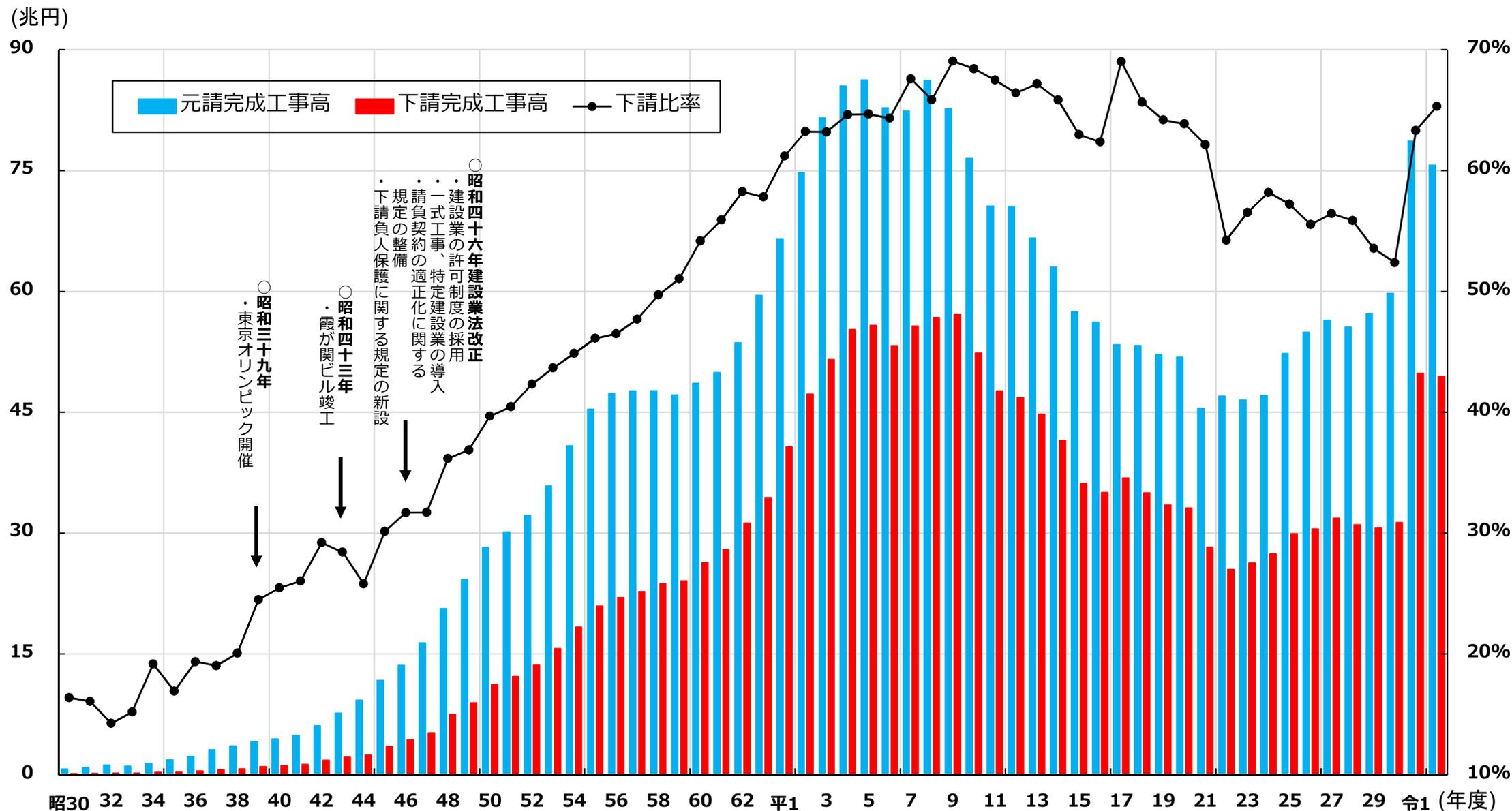
令和4年11月16日

- 1. 重層下請構造の現状について**
- 2. 適切な施工体制の確立に向けて**
- 3. 建設技能者施策について**

# 1. 重層下請構造の現状について

# 1-1. 下請比率の推移

下請比率（下請完成工事高÷元請完成工事高）は上昇傾向にあったが、近年では50%後半で推移。



出所：国土交通省「建設工事施工統計調査」 ※令和元年度データより推計方法の変更を行っている。4

# 1-2. 重層下請構造発生要因分析調査

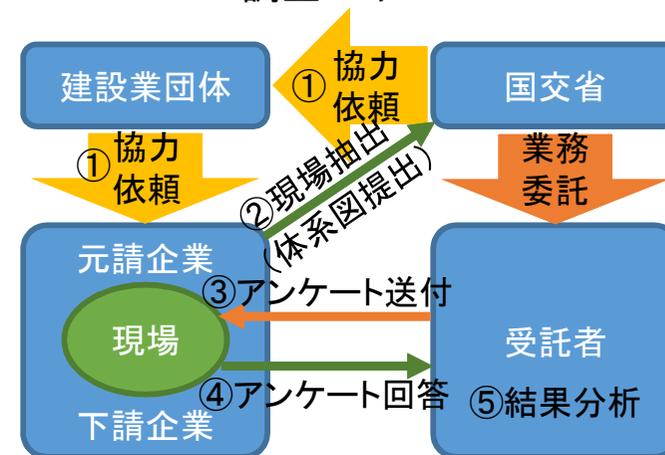
## 調査目的

専門工事業者が直接施工に必要な技能労働者を雇用から請負へと外部化する動きが進んでいるとの指摘があることを踏まえ、下位の下請段階において労務提供を行う下請の重層化について、その実態や発生要因を明らかにし、重層化の課題解決のための施策検討につなげる。

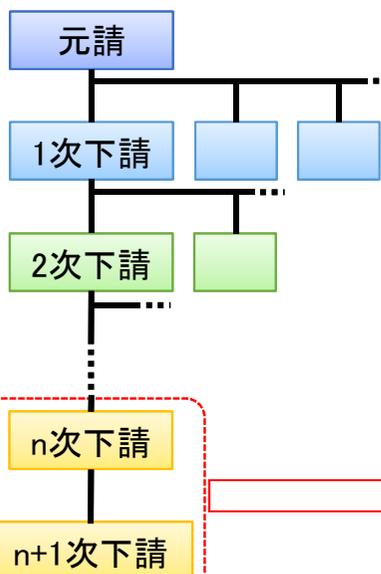
## 調査方法

- 建設業団体に調査協力を依頼し、100程度の現場をサンプル抽出した上で、現場ごとに下請も含む全ての建設業者に対するアンケート調査を実施。
- アンケートでは、下請構造と、その形成に関わっていると想定される要素（例：工種・規模、自社施工ではなく下請に付す理由、下請の選定理由、元請・自社・下請の役割分担）を調査。結果は統計的な分析を重視し、個別の現場状況には基本的に触れない。

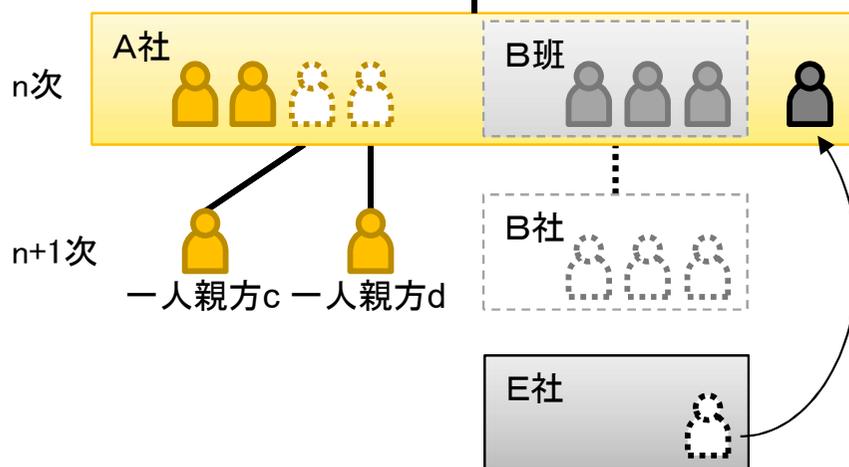
### 調査スキーム



### 一般的な下請構造



### 下位の下請段階における重層下請構造



	アンケート回答数	
		下請情報数(※)
元請	108件	1,315件
下請	1,957件	2,175件
合計	2,065件	3,490件

※下請情報：アンケート回答者が、自ら発注した個別の下請契約について回答した情報

# 1-3. 主なアンケート項目と回答者の内訳

## アンケート項目

回答企業数 2,065社

### 1. 回答者情報

- 自社の総技術者数
- 自社の総技能労働者数
- 資本金・完工高

### 2. 現場情報

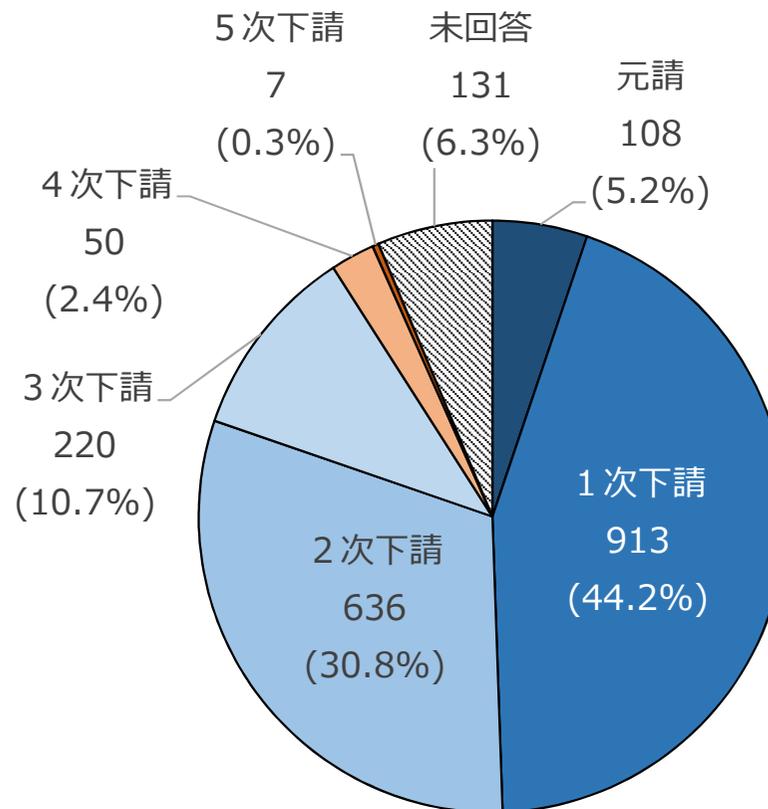
- 工事内容
- 請負代金額
- 工期
- 下請比率
- 完工高に占める注文者との取引割合

### 3. 施工情報

- 自社工事における役割分担状況
- 自社の配置技術者数
- 主任（監理）技術者の雇用形態
- 主任（監理）技術者以外の技術者の雇用形態
- 自社の班ごとの技能労働者数・保険加入状況

### 4. 下請情報（下請契約ごとに回答）

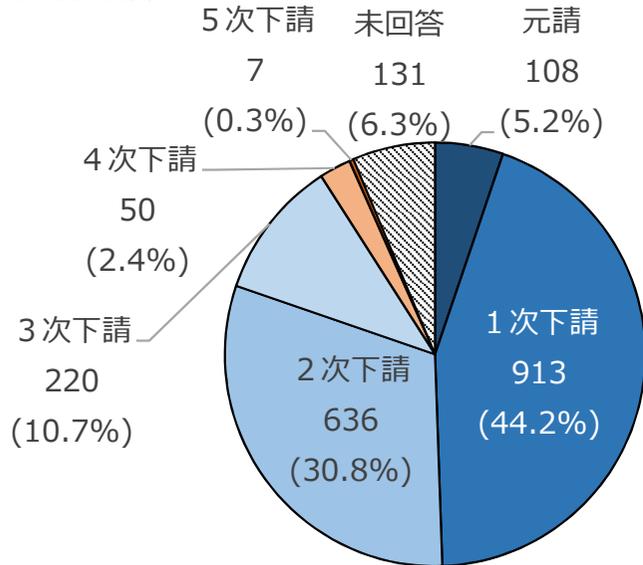
- 下請工事内容
- 下請工事における役割分担状況
- 下請に付した理由



# 1-4. 回答現場の内訳

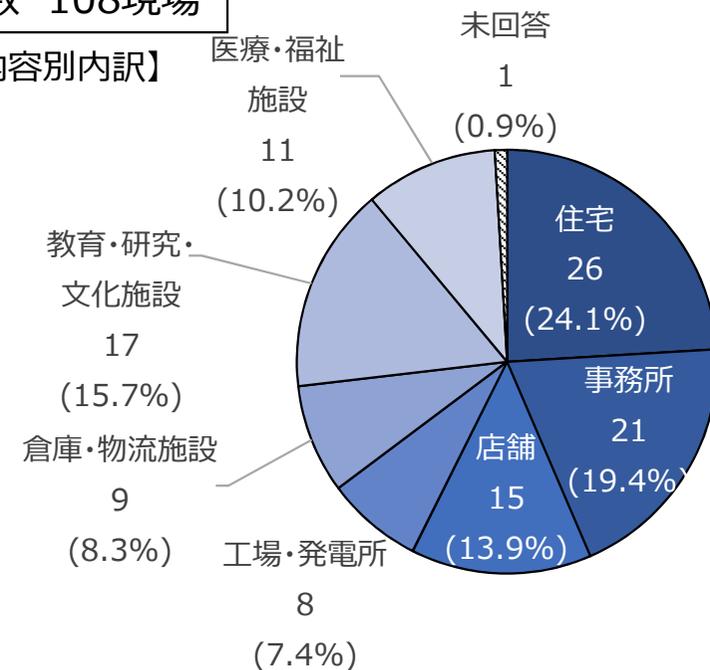
回答企業数 2,065社

【次数別内訳】

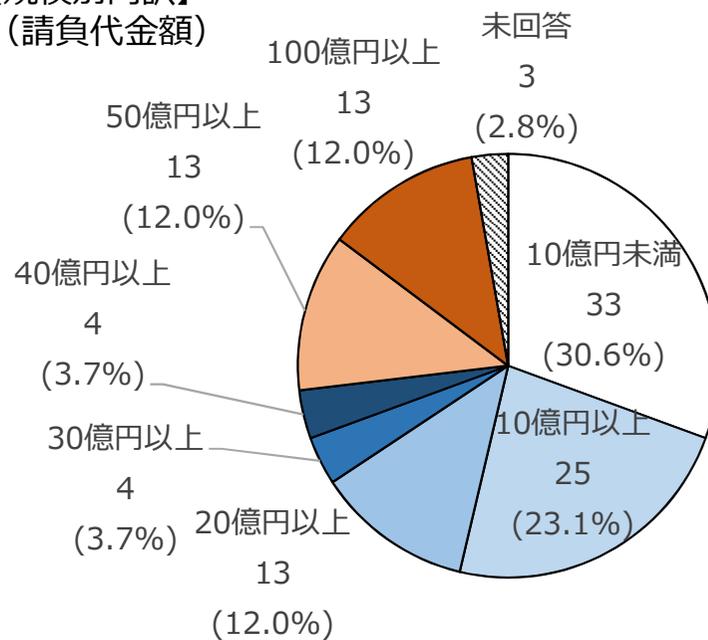


元請回答現場数 108現場

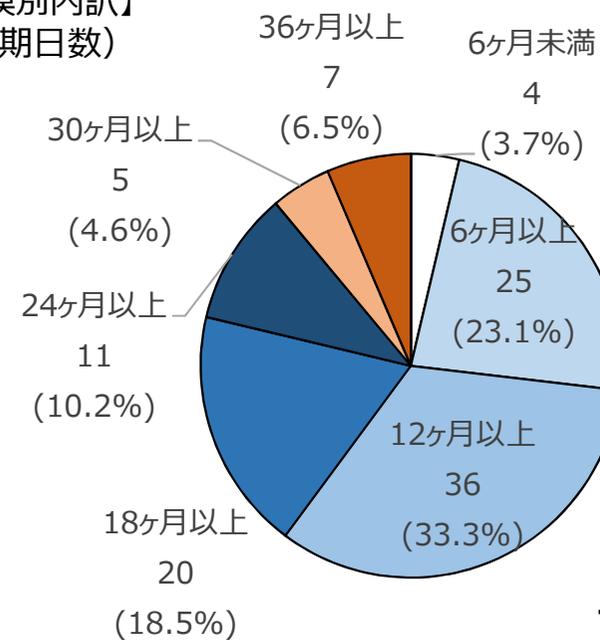
【工事内容別内訳】



【規模別内訳】  
(請負代金額)



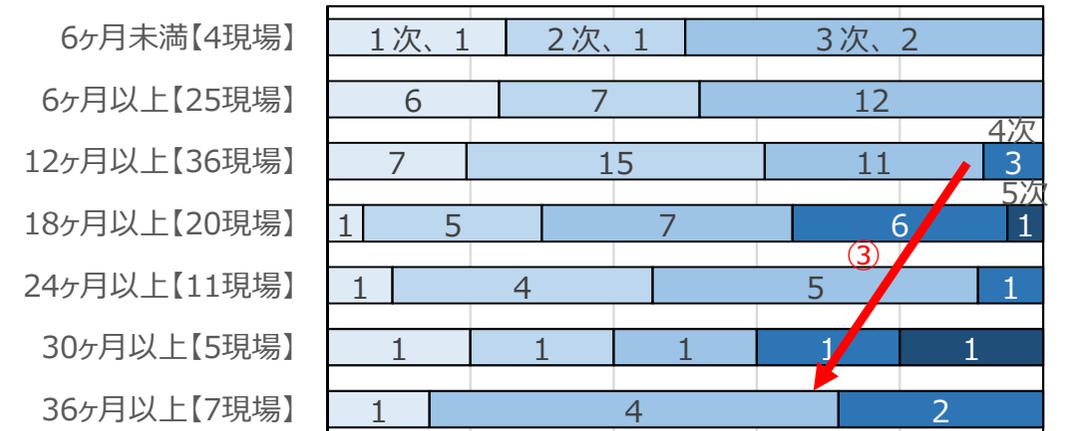
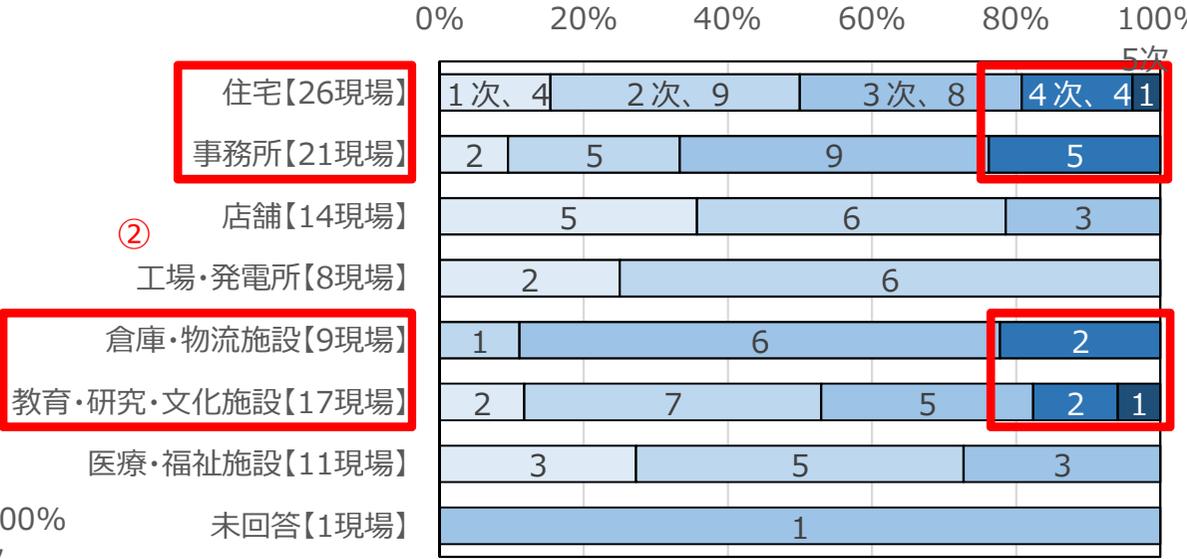
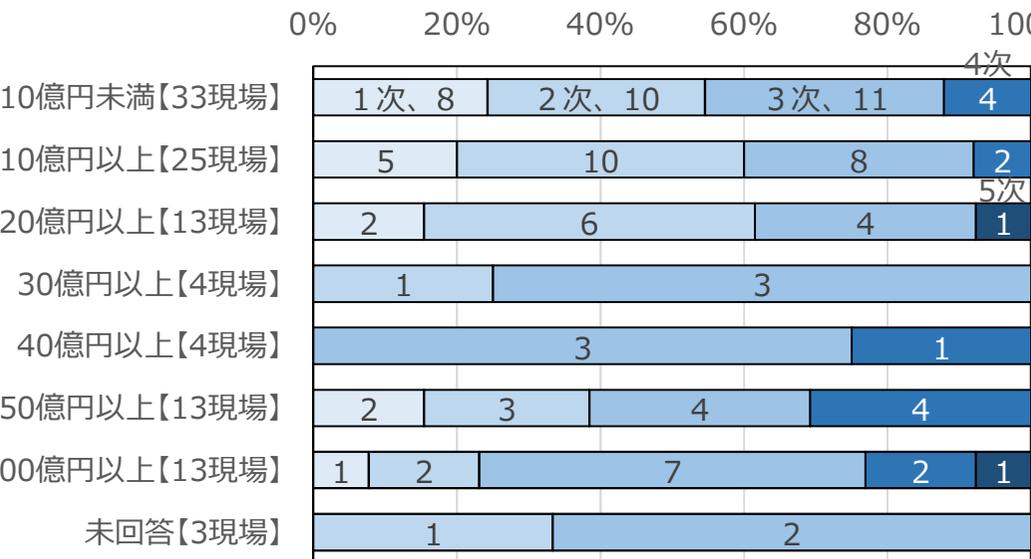
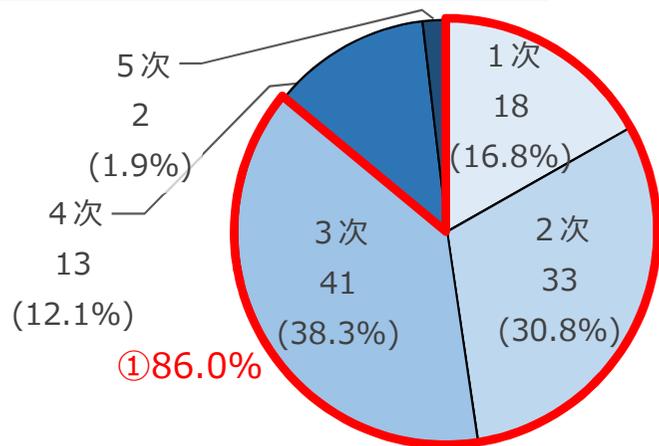
【規模別内訳】  
(工期日数)



# 1-5. 調査時点における現場単位の下請次数

- ① 施工体系図上は3次までで完結するものが全体の86%を占め、最も重層化している工事で5次まで存在。
- ② 工事内容別では、「住宅」「事務所」「倉庫・物流施設」「教育・研究・文化施設」で5次・4次の工事を確認。
- ③ 規模別では、金額別では傾向が見られないが、工期別では日数が多い工事で5次・4次の工事を確認。

調査時点の下請次数別現場数 (合計108現場)



□ 1次 □ 2次 □ 3次 ■ 4次 ■ 5次

※注文者と請負者のいずれかの回答が存在すれば、その契約が存在するものとして集計

# 1-6. 下位の下請に現れやすい工種

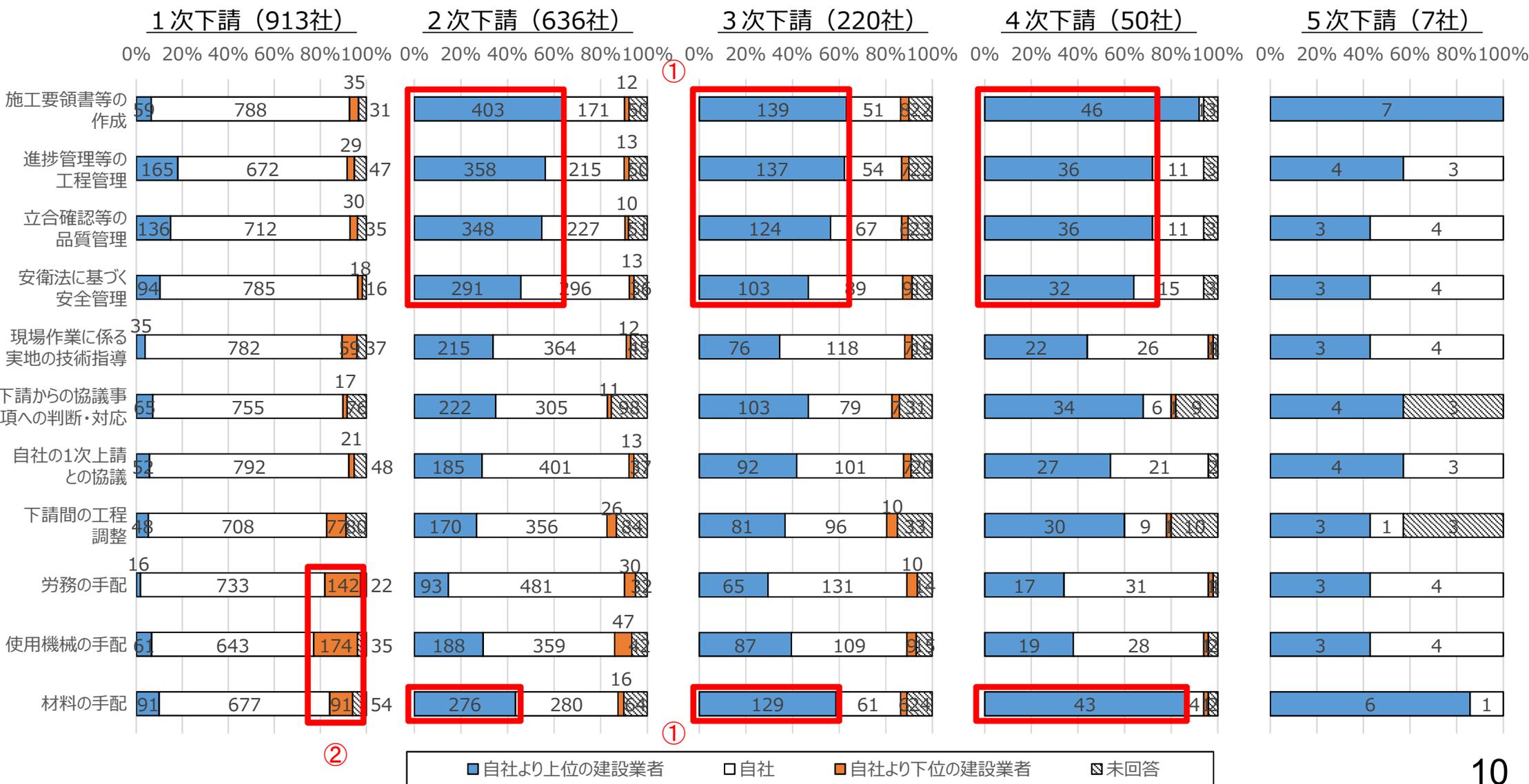
- ① 上位の下請には建築工事の工種が多く、下位の下請では設備工事の工種が多い。
- ② 「仮設」「土工」「地業」といった一般的な工種は上位から下位にかけて多く見られる。
- ③ 5次下請では「配管工事」「配線工事」が多く見られる。



※請負契約の注文者が下請に請け負わせた工種を回答したものを集計（複数回答可）  
 ※工種は公共建築積算基準等による。（回答が多かった工種のみを記載）

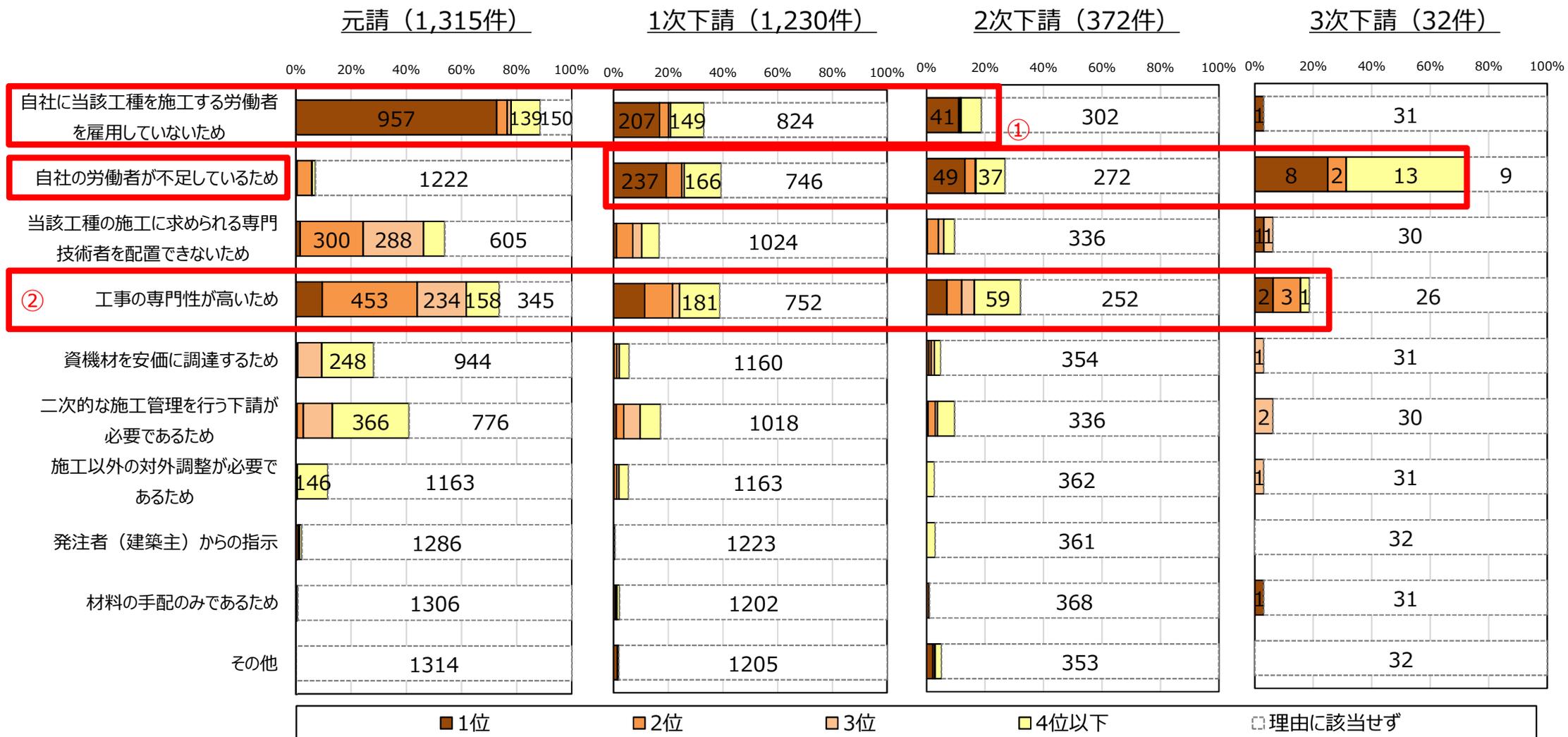
# 1-7. 自社の工事内容に関する役割分担

- ① 1次は各役割とも自社での実施が多いのに対し、2次以下は役割の多くを上位の建設業者が実施している。特に、「施工要領書等の作成」「進捗管理等の工程管理」「立会確認等の品質管理」「安衛法に基づく安全管理」「材料の手配」は上位の建設業者が行う傾向が強い。
- ② 2割弱の1次では、「労務の手配」「使用機会の手配」「材料の手配」を下請の建設業者が実施している。



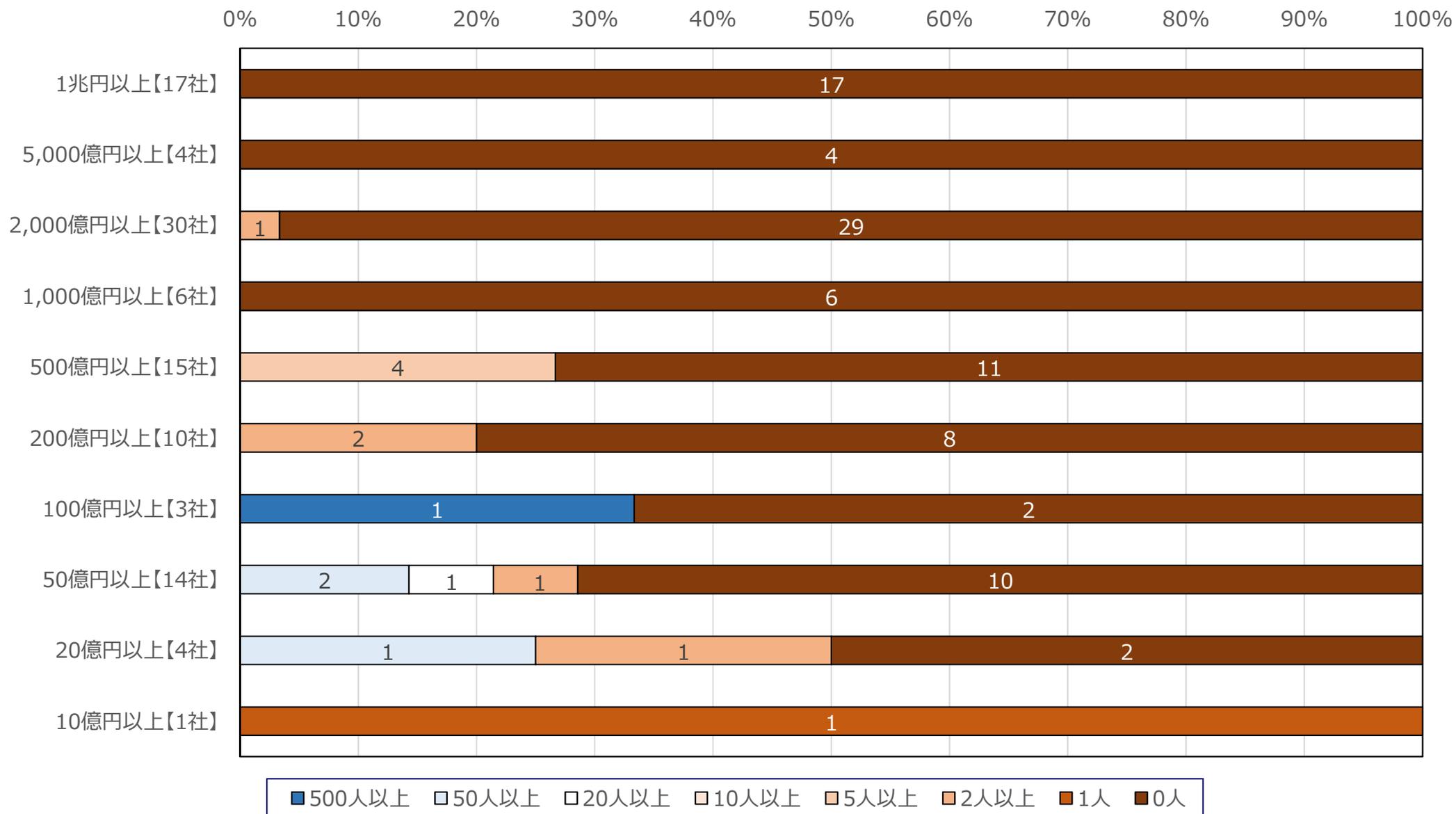
# 1-8. 下請に付した理由

- ① 労働者に関しては、元請や上位の下請では「自社に当該工種を施工する労働者を雇用していないため」が多いのに対し、下位の下請では「自社の労働者が不足しているため」が多い。
- ② 「当該工種の施工に求められる専門技術者を配置できないため」「工事の専門性が高いため」は下位の下請ほど少なくなるが、3次下請でも回答されている。



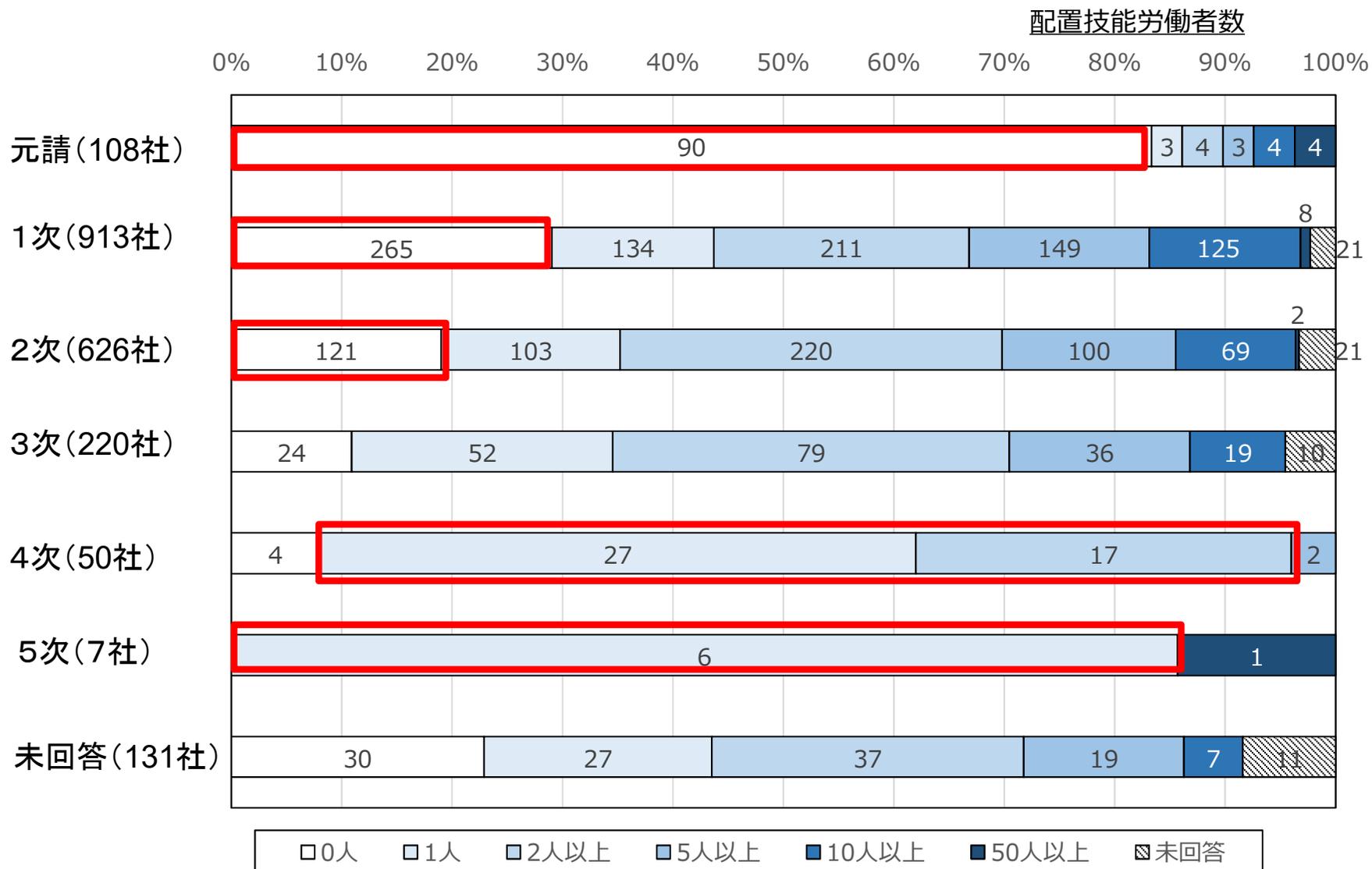
# 1-9. 元請企業の完工高別技能労働者雇用人数

○ 元請企業では、完工高が小さいところでは技能労働者を抱える企業もあるが、1人も雇用していない社が大勢を占める



# 1-10. 現場における技能労働者の配置人数

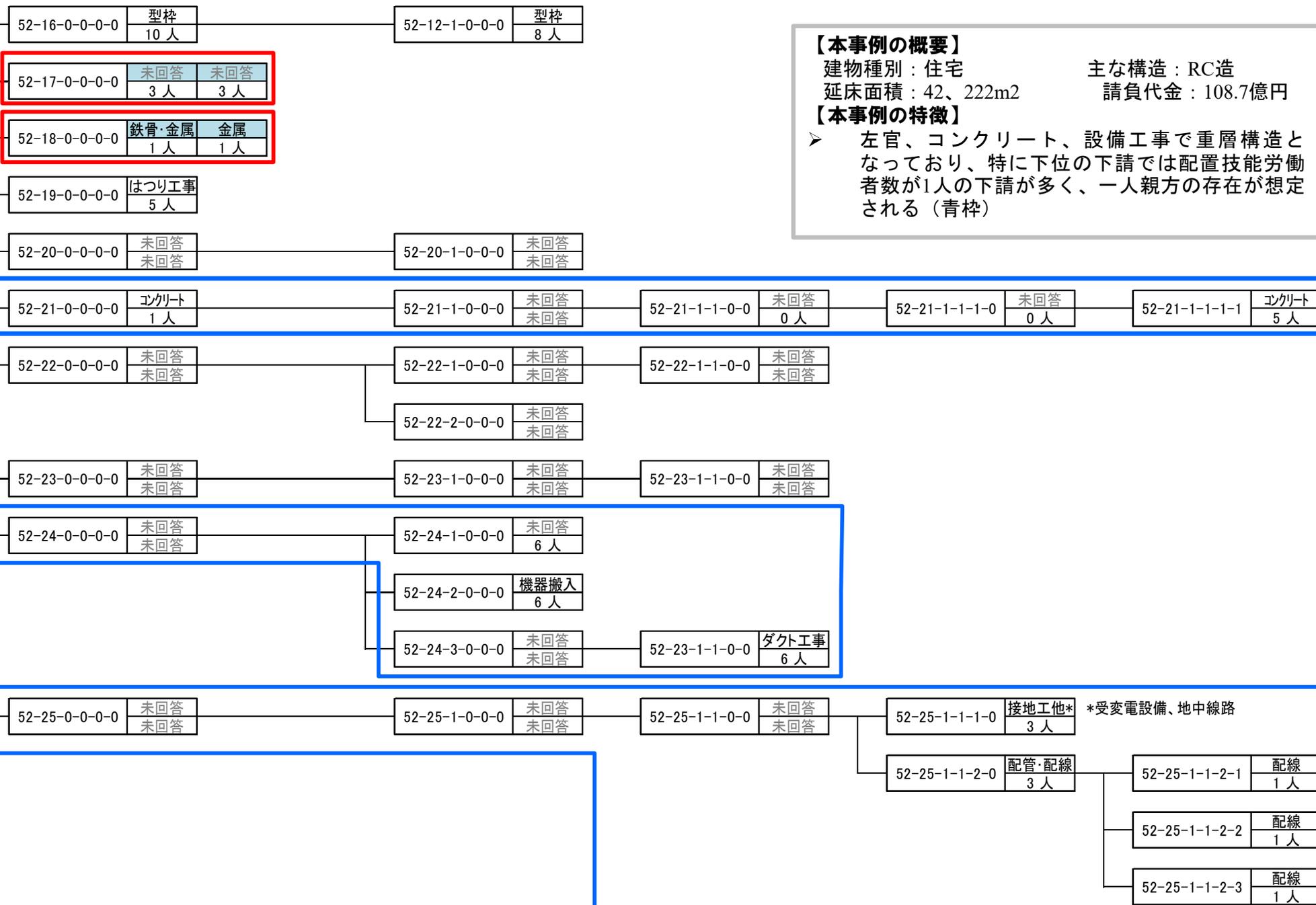
- ① 配置技能労働者数は、元請の80%以上で0人で、下請でも1次では約30%、2次では約20%が0人。
- ② 下位の次数ほど「0人」と「10人以上」の割合が減少し、4次・5次は大半が1人以上5人未満。





# 1-12. 具体的な施工体系・労働者配置の例②

(B)



# 1-13. 建設工事における施工事例

令和4年9月  
 第5回 個人事業者等に対する安全衛生対策の  
 あり方に関する検討会(厚生労働省)  
 資料5-1 より作成

○ 医療施設の増設工事 (工事代金48億円、延べ床面積10,299㎡)

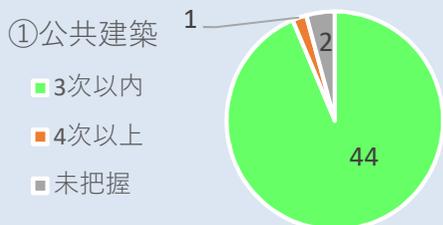
2020年5月～2021年11月

	会社(総実数)	技能者(総実数)	うち、一人親方(総実数)	割合
1次	75社	—	0名	—
2次	432社	—	112名	—
3次	329社	—	97名	—
4次	33社	—	9名	—
計	869社	2725名	218名	8.0%

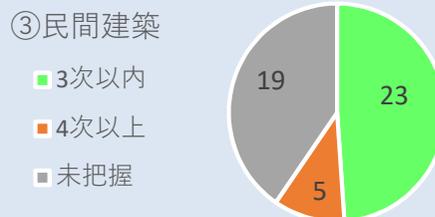
- 公共工事では、概ね**建築で3次下請以内、土木で2次下請以内**までに収まるとの回答が大半であった。
- 民間工事についても公共と同様に、概ね**建築で3次下請以内、土木で2次下請以内**になるとの回答が約半数を占めた。
- ※ただし、公共・民間とも大規模工事や特殊性・専門性が高い工事、繁忙期の人材確保等から下請次数は増えるとの回答あり。

## 建設工事における一般的な下請契約の次数

- ①公共建築
- ・一般的な新築工事では概ね**3次まで**が多い。
  - ・小規模改修工事（外壁、防水改修等）や設備工事では概ね2次以内。
  - ・大規模工事や特殊性・専門性が高い工事は**4次以上**となる場合がある。
- ②公共土木
- ・一般的に概ね**2次まで**が多い。
  - ・工事繁忙期になると人員確保のため3次以上となる場合がある。
  - ・大規模工事や特殊性・専門性が高い工事は**3次以上**となる場合がある。



- ③民間建築
- ・概ね**公共建築と同様に3次まで**が多い。
  - ※約4割の団体で状況未把握。
  - ※公共建築に比べ次数は増えるとの回答も一部あり。
- ④民間土木
- ・概ね**公共土木と同様に2次まで**が多い。
  - ※約4割の団体で状況未把握。
  - ※人員確保のため**3次以上**になるとの回答も一部あり。



## 下請契約が重層的な構造となることが避けられない理由

- 建築工事
  - ・業界全体の職人が不足しており、**人員や機械の確保**から重層化となる。
  - ・サッシやEV、内装工事等で商社を一次下請とする傾向があり、その後メーカー、専門業者といった下請構造となり重層化しやすい。
  - ・土木と比較して**工程、工種の複雑さ**から重層化しやすい。
- 土木工事
  - ・大規模工事では**工種が多岐にわたる**ため必然的に重層化する。
  - ・大規模な土工事ではダンプの確保が難しく、運送会社で重層化しやすい。
- 建築、土木共通
  - ・**専門性が高い工事は、下請体制も含め専門工事業者等に発注**するため。
  - ・工期内完成のため、**再下請け等で必要な労務者の確保が必要**になるため。

## 重層下請による問題や課題

- ・施工に関する役割や責任の所在が不明確になりやすい。
- ・現場の円滑な連絡調整や情報共有に支障が生じる。
- ・下請次数が高次になると**利潤確保が困難**となり、労務費や法定福利費へのしわ寄せがおそれが生じる。（中間業者を挟むため）
- ・下請けへの不払い等が発生した際に、元請けに対する指導しかできない。
- ・元請による施工体制台帳等の整理に時間と労力がかかっている。

# 1-15. 地方公共団体における重層下請適正化に向けた取組

	宮城県 (R2)	埼玉県 (H28)	新潟県 (H19)	三重県 (H30)	福井県 (H26)	京都府 (H24)	鳥取県 (H27)	長崎県 (H25)
規程	重層下請改善モデル工事実施要領	特記仕様書	地域保全型工事試行要領	特記仕様書	建設工事元請下請関係適正化指導要綱	公契約大綱等	下請契約等適正化指針	総合評価落札方式実施要領等
下請次数制限の取組	制度概要							
	R2年度からモデル工事（建築は3次、土木は2次まで）を実施	6000万円以上の土木工事で、特記仕様書に「可能な限り下請次数の抑制に努めること」と記載し、3次以下の下請と契約を結ぶ際には理由書を提出	250～7000万円の特殊な技術を要しない地域の安全・安心に深く関わる土木、建築一式工事等で発注者が選定する工事につき、2次まで	全ての工事を対象とし、建築一式は3次、それ以外は2次まで	全ての工事を対象とし、建築一式は3次、それ以外は2次まで（1000万円以下の土木は1次）	原則建築一式は3次、それ以外は2次まで	全ての工事を対象とし、建築一式は3次、それ以外は2次まで	入札時に下請次数を建築一式で3次、建築一式以外で2次までにすることを誓約した場合、総合評価の加点対象とする
下請次数制限の取組	取組による効果等							
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建築工事の元請から、施工体制管理の改善、下請の利益向上、との声あり</li> <li>・品質、安全管理の指示伝達徹底</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・可能な限り下請次数の抑制に努めることで、元請・下請企業への意識付けが図られる</li> <li>・下請次数が減り施工体制が明確化した、との声あり</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・元請けから、売り上げが上がった、法令遵守の意識が高まったとの声あり</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・品質の向上や適正な利潤確保等</li> <li>・次数制限を超えた工事は、直近3年で平均0.6%程度（年間700～800件中2～6件）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土木工事の大半で下請次数が2次以下となる効果、建築でも3次以下が実現</li> <li>・全体で下請契約している工事が7割→5割に減少</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・概ね下請次数制限以内に収まっている状況</li> <li>・不要な重層下請への抑止効果</li> <li>・品質の確保</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土木工事は、導入前から2次下請以内が大半だったため、影響はあまりない</li> <li>・建築工事は、実態を調査した上で3次までとしており、実現できている</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・過去3年の請負業者による誓約率99%</li> <li>・過去契約後の不履行は発生していない</li> <li>・適切な施工体制の確保</li> </ul>

※ダムなどの大規模工事、専門・特殊工事など、工事の規模・種類によって重層化の事情が異なり、上記制限におさまらない工事もある。

	—	請負契約書	上記規程と同じ	上記規程と同じ	上記規程と同じ	上記規程と同じ	上記規程と同じ	工事共通仕様書
下請地域要件の取組	取組による効果等							
	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「県発注工事の1次下請実績」を入札参加資格要件として試行的に認めており、新規企業の工事受注チャンスが拡大</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域下請企業の受注機会確保</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県内企業の育成に寄与</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・要綱で「県内業者への優先発注」等を規定することで、担い手確保や適正な施工体制の確立に貢献</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・府内企業への下請契約増加による地域経済への貢献に寄与</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・下請契約の適正化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県内企業と下請を行うことで県内企業の育成及び県内経済の活性化に寄与</li> <li>・元請も主観点数の加算項目となる</li> </ul>

※施工時期等により管内での下請確保が困難になる場合もある。

## 2. 適切な施工体制の確立に向けて

# 2-1. 建設業法の概要

## 目的

- 建設業を営む者の資質の向上
- 建設工事の請負契約の適正化 等



- 建設工事の適正な施工を確保し、発注者を保護
- 建設業の健全な発達を促進

### 許可制度 ★建設業者の資質の向上★

#### 許可の要件

経営能力  
(会社としての経営能力を評価)

業種ごとの技術力

誠実性

財産的基礎

#### 欠格要件

- 許可取消してから一定期間を経過しない者
- 刑に処せられてから一定期間を経過しない者
- 法人でその役員が欠格要件に該当する者 等

### 29業種

(土木工事業・建築工事業等)

#### 許可の種類

特定建設業許可  
(元請として4,000万円以上の下請契約を結ぶ工事)

一般建設業許可  
(特定建設業以外)

国土交通大臣許可

2以上の都道府県に営業所を設置

都道府県知事許可

1の都道府県のみ営業所を設置

#### 許可不要

500万円未満の建設工事  
(建築一式工事については、1500万円未満又は150㎡未満の木造住宅工事)

#### 事業承継

事前認可により建設業の許可を承継

### 技術者制度 ★施工技術の確保★

業種ごとに工事現場に技術者を設置

主任技術者の設置

監理技術者の設置  
(元請として4,000万円以上の下請契約を結ぶ場合)

### 請負契約の適正化 ★発注者や下請負人の保護等★

- 元請負人の義務  
例: 施工体制台帳の作成 (4,000万円以上の下請契約を結ぶ場合)
- 公正な請負契約の締結義務
- 請負契約の書面締結義務

### 経営事項審査 ★公共工事元請業者の一元評価★

経営状況等に関する客観的事項の審査  
(公共工事の元請になろうとする建設業者)

- ①経営状況 ②経営規模
- ③技術力 ④社会性

### 監督処分 ★法令遵守の実効性の担保★

※ 許可を有さない者に対しても処分可能

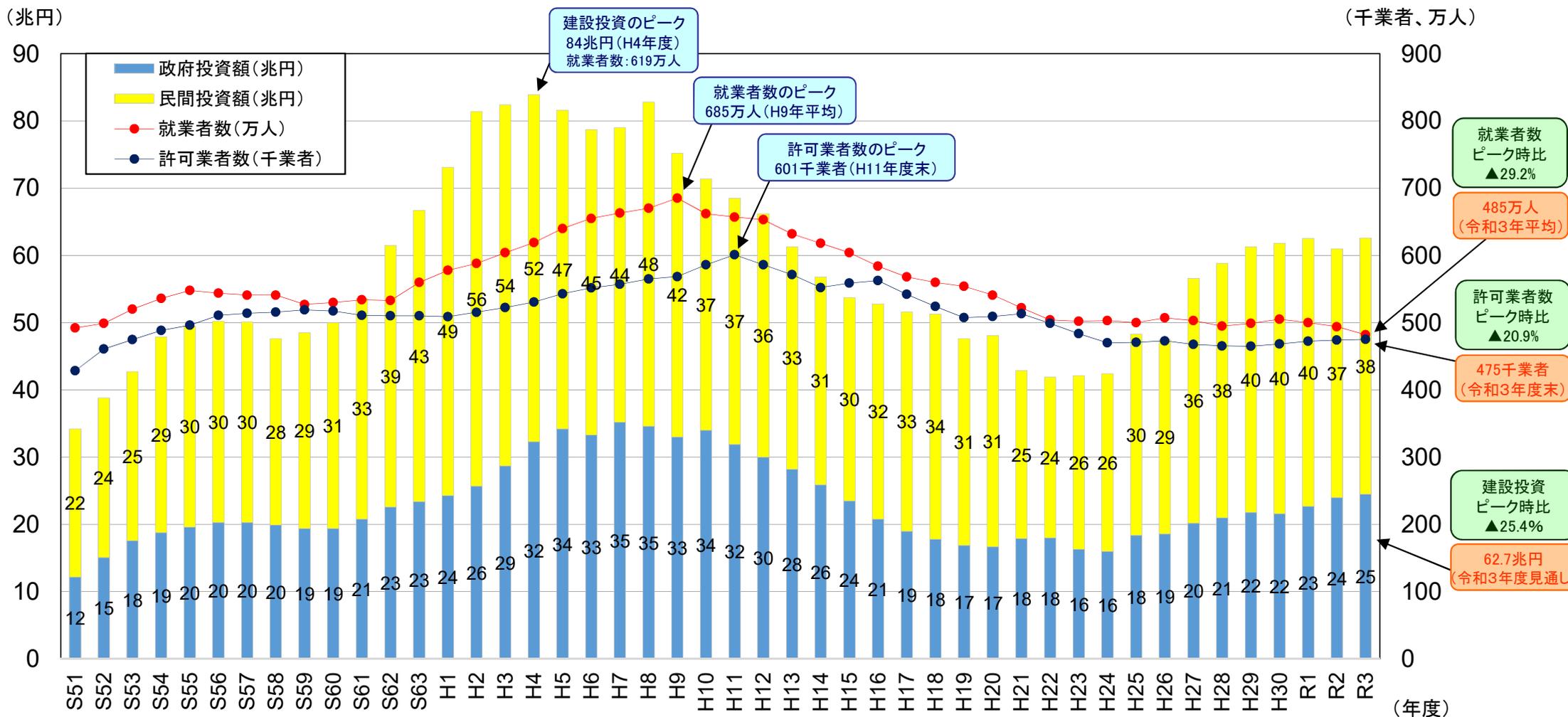
- 指示処分
- 営業停止処分
- 許可取消処分

### 建設資材製造業者等への勧告・命令

資材の欠陥に伴い施工不良が生じた場合、建設業者等への指示に併せて、国土交通大臣等は、建設資材製造業者に対して改善勧告・公表・命令することが可能

## 2-2. 建設投資、許可業者数及び就業者数の推移

- 建設投資額はピーク時の平成4年度：約84兆円から平成22年度：約42兆円まで落ち込んだが、その後、増加に転じ、令和3年度は約63兆円となる見通し（ピーク時から約25%減）。
- 建設業者数（令和3年度末）は約48万業者で、ピーク時（平成11年度末）から約21%減。
- 建設業就業者数（令和3年平均）は485万人で、ピーク時（平成9年平均）から約29%減。



出典：国土交通省「建設投資見通し」・「建設業許可業者数調査」、総務省「労働力調査」

注1 投資額については平成30年度まで実績、令和元年度・令和2年度は見込み、令和3年度は見通し

注2 許可業者数は各年度末の値

注3 就業者数は年平均。平成23年は、被災3県(岩手県・宮城県・福島県)を補完推計した値について平成22年国勢調査結果を基準とする推計人口で遡及推計した値

注4 平成27年産業連関表の公表に伴い、平成27年以降建築物リフォーム・リニューアルが追加されたとともに、平成23年以降の投資額を遡及改定している

## 2-3. 適正な施工体制の確立に向けて

### 建設産業における生産システム合理化指針について

(平成3年2月5日 建設経済局長通知)

- 建設業法に基づく適正な施工体制の確保等を図るため、発注者から直接建設工事を請け負った建設業者は、施工体制台帳を整備すること等により、的確に建設工事の施工体制を把握するものとする。
- 一括下請けは、中間において不合理な利潤がとられ、これがひいては建設工事の質の低下、受注者の労働条件の悪化を招くおそれがあること、実際の建設工事施工上の責任の所在を不明確にすること、発注者の信頼に反するものであること等種々の弊害を有するので、建設業法において原則として禁止されているところであるが、発注者の承諾が得られる場合においても、極力避けること。
- 不必要な重層下請けは、同様に種々の弊害を有するので行わないこと。

### 建設産業の再生と発展のための方策 2011

(平成23.6.23 国土交通省建設産業戦略会議取りまとめ)

- 現在の重層下請構造は、個々の企業が経済的合理性に基づき原則自由に行動し、各工事契約において繰り返し下請契約を締結した結果として形成されている。
- 重層下請構造が進んだ要因としては、建設生産の内容の高度化等による専門化・分業化の進展だけでなく、受注産業の特性としての業務量の増減及び繁閑の発生への対応、外注によるコスト削減への対応が挙げられる。重層下請構造は、間接経費の増加による生産性の低下・労務費へのしわ寄せ、施工責任の不明確化・品質の低下、安全指示の不徹底等による安全性低下といった問題を生じさせ、結果として経済的に不合理との指摘がある。
- このため、重層下請構造の是正を促進するとともに、人を大切にする施工力のある企業を中心とした施工体制を確立することが必要である。これにより、人材の確保・育成を促進し、建設産業全体の生産性を向上させることが可能となる。

## 2-4. 行き過ぎた分業化

- 従来から技術が高度化すれば職種が専門分化して細分化が進むといわれてきた。床暖房、エコキュートなどの新しい機器は、メーカーの責任施工である場合が多いので、職種として独立し、一般の配管や設備とは区別されるので職種が増える。また、建築の性能向上や乾式化が進めば、断熱工、防音工、軽天工、床工、目地処理工等の新しい区分が出現し職種が増える。
- 細分化しすぎると管理上の問題が生じるので、元請（ゼネコン）は、1次下請に商社や流通を介在させて発注単位を纏めることが多くなっている。これによって下請の重層が1段階増える。杭問題においては、代理店的存在である1次下請が建設業法が禁じる「丸投げ」に該当するとして処罰されたが、与信や購買、納品等の不可欠な役割を担っている場合の方が多い。

(参考)建設業の重層下請構造の実態と技能者の処遇 蟹澤宏剛

### 実質的に施工に携わらない企業の介在

発注者

元請

1次下請

2次下請

3次下請

⋮

- ✓ 建設資材の販売代理店的役割を担っており、資材の納入管理等の管理業務は行うものの、実質的に施工に携わらない企業の存在
- ✓ 問題点として、施工上の役割・責任が不明確、円滑な連絡・情報共有への支障、工事の品質低下、価格への影響といった恐れ

<横浜市のマンション事案における役割>

- 請け負った基礎ぐい工事の主たる部分を2次下請に請け負わせており、自社では基礎ぐい工事の進捗管理や安全管理のほか、くい製造会社に対する納期の確認指示等を行っていた。
- くい工事に関する施工計画書の作成、工程管理、出来形・品質管理、完成検査等は行っていなかった。施工計画書については2次下請が作成したものをほぼそのまま元請に提出。本ぐいの支持層への到達の判断は特段行っていなかった。

- 建設業においては、工事全体の総合的な管理監督機能を担う元請のもと、中間的な施工管理や労務の提供その他の直接施工機能を担う1次下請、2次下請、さらにそれ以下の次数の下請企業から形成される重層下請構造が存在
- 重層下請構造は、個々の企業において、工事内容の高度化等による専門化・分業化、必要な機器や工法の多様化への対応等のため、ある程度は必然的・合理的な側面がある一方、施工に関する役割や責任の所在が不明確になること、品質や安全性の低下等、様々な影響や弊害が指摘

重層下請構造に関する主な問題

### 下請の重層化が施工管理や品質面に及ぼす影響

- 重層化により施工体制が複雑化することに伴い、施工管理や安全管理面での影響が生じるおそれ
- ⇒重層化するほど工事の質や安全性が低下するおそれ
  - ・施工に関する役割や責任の所在が不明確になりやすい
  - ・現場の施工に対して元請や上位下請による管理が行き届きにくい
  - ・現場の円滑な連絡調整や情報共有に支障が生じやすい
  - ・下位下請から元請等に対して施工に関する意見や提案が届きにくい

### 下請の対価の減少や労務費へのしわ寄せ

- 下請として中間段階に介在する企業数が増えることにより、中間段階でこれらの企業に利益として受け取られる対価が増加
- ⇒下位下請の施工の対価の減少や、労務費へのしわ寄せのおそれ
- 下位下請の設計変更や追加工事に関する契約上の処理が不明瞭になるおそれ

### 施工管理を行わない下請企業の介在

- 工場製品や資材等の販売を行う代理店等、取引契約上の介在のみで必要な施工管理を行わない企業が施工体制に組み込まれる
- ⇒不要な重層化が生じ、施工に関する役割の不明確化等の問題

### 下位の下請段階にみられる労務提供を行う下請の重層化

- 建設投資が減少し、受注価格が低迷する中、工事の繁閑に対応する目的から、専門工事業者が直接施工に必要な技能労働者を雇用から請負へと外部化する動きが進んでいるとの指摘
- ⇒下位の下請段階において、主に同業種間で労務提供を行うための重層化が進行
  - ・現場施工を担う技能者の技量や就労状況の把握・管理が困難
  - ・技能者の地位の不安定化、不明確な雇用・請負関係を招き、就労環境が悪化するおそれ

対応の方向性

### (1) 実質的に施工に携わらない下請企業の排除

- 実質的に施工に携わらない企業を施工体制から排除し、不要な重層化の回避を図ることで施工に関する役割や責任の明確化を図るため、自ら施工管理を行わず、建設業法上必要とされる役割を果たしていない企業の施工体制からの排除を徹底する必要
- 一括下請負禁止の徹底（判断基準の明確化と運用の強化）
  - 主任技術者の専任配置等の徹底

### (2) 専門工事業者が中核的な技能労働者を雇用しやすい環境整備

- 下位の下請段階にみられる労務提供を行う下請の重層化を抑制し、技能者の就労環境の改善や不安定な就労形態の改善を図るため、1次や2次の専門工事業者が中核的な技能労働者を社員として雇用しやすい環境整備を図ることが必要
- 公共工事の施工時期の平準化や、繁閑調整のための環境整備
  - 建設キャリアアップシステムの整備
    - ・技能労働者の技能・経験を蓄積するシステム整備により、優秀な技能労働者を雇用する企業が客観的に把握され、施工力の評価に資することを通じて工事を受注しやすくなる環境を整備
  - 社会保険未加入対策の徹底
    - ・法定福利費の内訳明示等による法定福利費の確保等の促進等

重層下請構造の改善は広範にわたる課題であるため、当面の措置として上記の対策を講じつつ更なる検討を深める必要

# 2-6. 一括下請負(丸投げ)の禁止 ①

一括下請負は、

- ◆ 発注者が建設業者に寄せた信頼を裏切ることになります。
- ◆ 施工責任が曖昧になり、手抜工事や労働条件の悪化にも繋がります。
- ◆ 中間搾取を目的とした施工能力のない商業ブローカー的不良建設業者の輩出を招きます。

ですので、

**建設業法では、  
一括下請負を禁止しています。**

**！ 公共工事は全面禁止**

**！ 民間工事も原則禁止**

※公共工事での一括下請負は、入契法第14条の規定により、全面的に禁止されています。

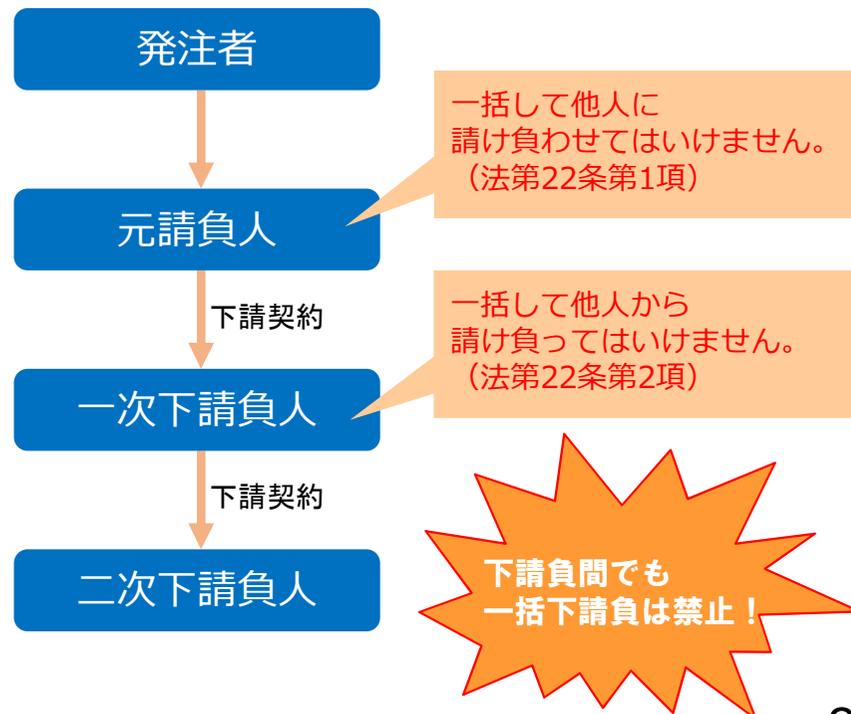
※民間工事は、発注者の書面による事前承諾がある場合を除き、禁止されています。  
ただし、共同住宅を新築する工事等、一定の民間工事では、全面禁止されています。

## 一括下請負(丸投げ)とは

- 請け負った建設工事の全部又はその主たる部分を一括して他人に請け負わせる場合
- 請け負った建設工事の一部であって、他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事を一括して他人に請け負わせる場合

であって、

**請け負わせた側がその下請工事の施工に実質的に関与していると認められないものが該当します。**



# 2-7. 一括下請負(丸投げ)の禁止 ②

建設業法第22条

国土交通省  
関東地方整備局  
建設部 建設産業第一課

○「**実質的に関与**」とは、自ら施工計画の作成、工程管理、品質管理、安全管理、技術的指導等を行うことをいいます。元請・下請それぞれの具体的な役割は、以下のとおりです。

①元請（発注者から直接請け負った者）が果たすべき役割 ⇒ 元請は、以上の事項を <b>全て</b> 行うことが求められる		②下請（①以外の者）が果たすべき役割 ⇒ 下請は、以上の事項を <b>主として</b> 行うことが求められる
<ul style="list-style-type: none"> <li>○請け負った建設工事全体の施工計画書等の作成</li> <li>○下請負人の作成した施工要領書等の確認</li> <li>○設計変更等に応じた施工計画書等の修正</li> </ul>	<b>施工計画の作成</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○請け負った範囲の建設工事に関する施工要領書等の作成</li> <li>○下請負人が作成した施工要領書等の確認</li> <li>○元請負人等からの指示に応じた施工要領書等の修正</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○請け負った建設工事全体の進捗確認</li> <li>○下請負人間の工程調整</li> </ul>	<b>工程管理</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○請け負った範囲の建設工事に関する進捗確認</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○請け負った建設工事全体に関する下請負人からの施工報告の確認、必要に応じた立会確認</li> </ul>	<b>品質管理</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○請け負った範囲の建設工事に関する立会確認（原則）</li> <li>○元請負人への施工報告</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○安全確保のための協議組織の設置及び運営、作業場所の巡視等、請け負った建設工事全体の労働安全衛生法に基づく措置</li> </ul>	<b>安全管理</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○協議組織への参加、現場巡回への協力等、請け負った範囲の建設工事に関する労働安全衛生法に基づく措置</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○請け負った建設工事全体における主任技術者の配置等、法令遵守や職務遂行の確認</li> <li>○現場作業に係る実地の総括的技術指導</li> </ul>	<b>技術的指導</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○請け負った範囲の建設工事に関する作業員の配置等法令遵守</li> <li>○現場作業に係る実地の技術指導※</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○発注者等との協議・調整</li> <li>○下請負人からの協議事項への判断・対応</li> <li>○請け負った建設工事全体のコスト管理</li> <li>○近隣住民への説明</li> </ul>	<b>その他</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○元請負人との協議※</li> <li>○下請負人からの協議事項への判断・対応※</li> <li>○元請負人等の判断を踏まえた現場調整</li> <li>○請け負った範囲の建設工事に関するコスト管理</li> <li>○施工確保のための下請負人調整</li> </ul>

※下請が、自ら請けた工事と同一の種類の仕事について、単一の建設企業と更に下請契約を締結する場合に必須とする事項

実質的に施工に携わらない企業を施工体制から排除し、不要な重層化を回避するため、一括下請負の禁止に係る判断基準の明確化を図る必要

（中建審・社整審 産業分科会 建設部会 基本問題小委員会「中間とりまとめ（H28.6.22）」）



【通達発出】

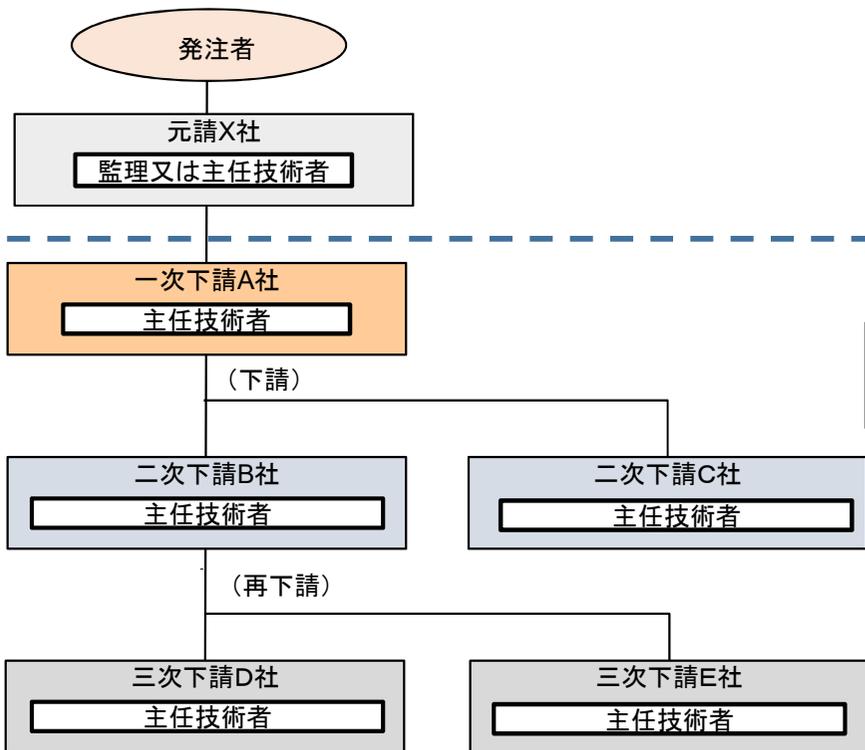
一括下請負の禁止について（H28.10.14付け）

※同日付け事務連絡にて、業界団体あてに事例集も送付

# 2-8. 専門工事一括施工管理制度(R2.10.1施行)

## 【改正前】

建設業法第26条の規定により、全ての下請業者がそれぞれ主任技術者を配置。



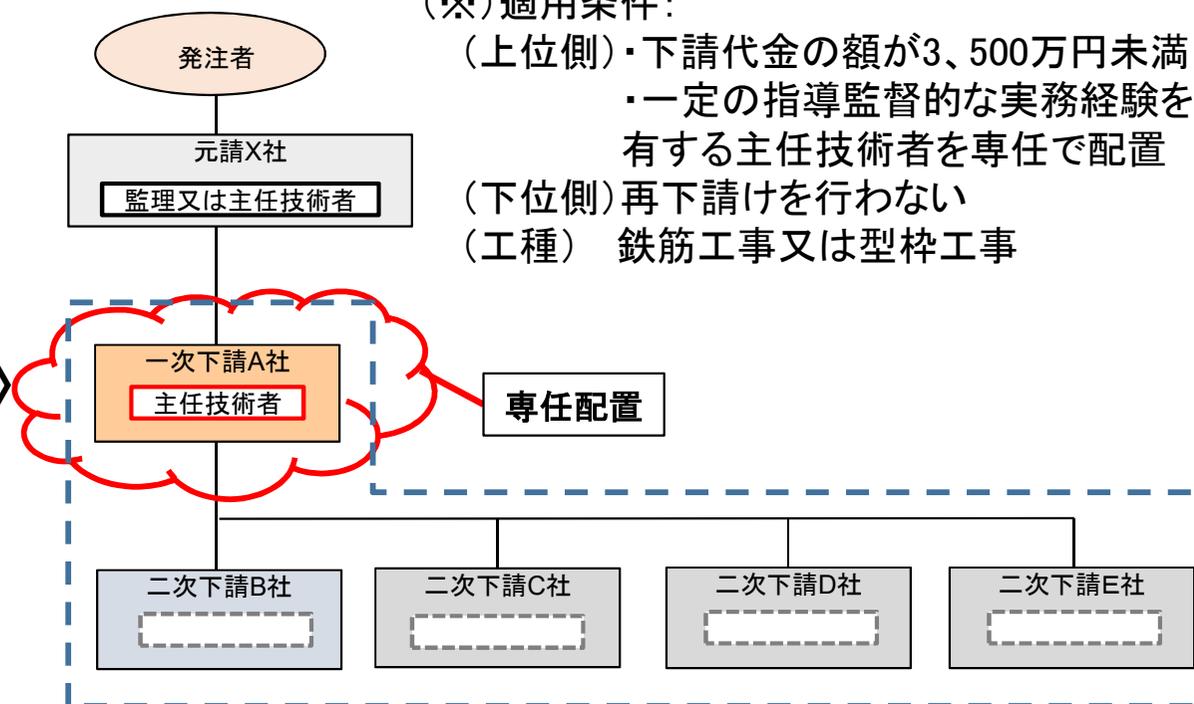
一次下請A社の直用の労働者が不足しており、その不足を補うため同様の建設工事の内容をB社、C社に再下請。  
(足りない場合はさらにD社、E社にも再下請)

## 【改正後】

上位下請の主任技術者が下位下請の技術上の施工管理を行うことにより、下位下請は主任技術者を配置しないことができる。

(※)適用条件:

- (上位側)・下請代金の額が3、500万円未満
- ・一定の指導監督的な実務経験を有する主任技術者を専任で配置
- (下位側)再下請けを行わない
- (工種) 鉄筋工事又は型枠工事



### 効果

元請負人： 自社施工分を超える業務量に対応しやすくなる  
下請負人： 受注の機会を確保しやすくなる

+

建設業における重層下請構造の改善に寄与

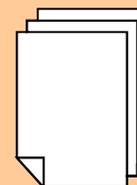
# 2-9. 施工体制台帳と施工体系図の作成等

建設業法第24条の8  
入契法第15条

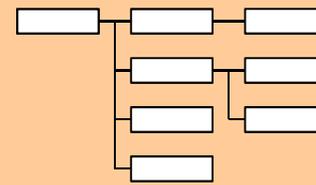
国土交通省  
関東地方整備局  
建設部 建設産業第一課

## 施工体制の的確な把握によって、建設工事全体の適正施工に努める必要

元請：特定建設業者が、  
4,000万円（建築一式6,000万円）  
以上を下請契約を締結するとき



施工体制台帳



施工体系図

- 発注者から直接建設工事を請け負った特定建設業者である元請業者は、その工事を施工するに際して締結した下請契約の総額※が**4,000万円**（建築一式工事については**6,000万円**）以上になる場合、**施工体制台帳と施工体系図の作成**が義務付けられています。（法第24条の8）

※建設工事に該当しない資材納入、調査業務、運搬業務、警備業務などの契約金額は含みません。

### 施工体制台帳

建設業法第24条の8第1項  
入札契約適正化法第15条

- 公共工事・民間工事を問わず**、作成の必要があります。
- 作成義務があるのは、下請契約の総額が4,000万円※以上となる特定建設業者である元請業者です。  
※ 建築一式工事については6,000万円

○**公共工事**については、入札契約適正化法の規定により、**下請契約の額にかかわらず、台帳作成が必要**です。  
また、作成した台帳の写しは、発注者への提出が義務付けられています。【入契法第15条】

※ 民間工事については、発注者からの請求に基づき、施工体制台帳を閲覧に供しなければなりません。

- 工事目的物を発注者に引き渡すまでの間、**工事現場ごとに備え付ける**ことが義務付けられています。  
→その後は一部抜粋したものを5年間保存（関連：29.帳簿の備付けと保存）

### 施工体系図

建設業法第24条の8第4項

- 作成義務があるのは、施工体制台帳の作成義務のある建設業者です。
- 各下請負人の施工分担関係が一目で分かるように作成する図になります。
- 工期中の**掲示**が義務付けられています。  
【公共工事】工事現場の工事関係者が見やすい場所  
公衆の見やすい場所  
【民間工事】工事関係者が見やすい場所

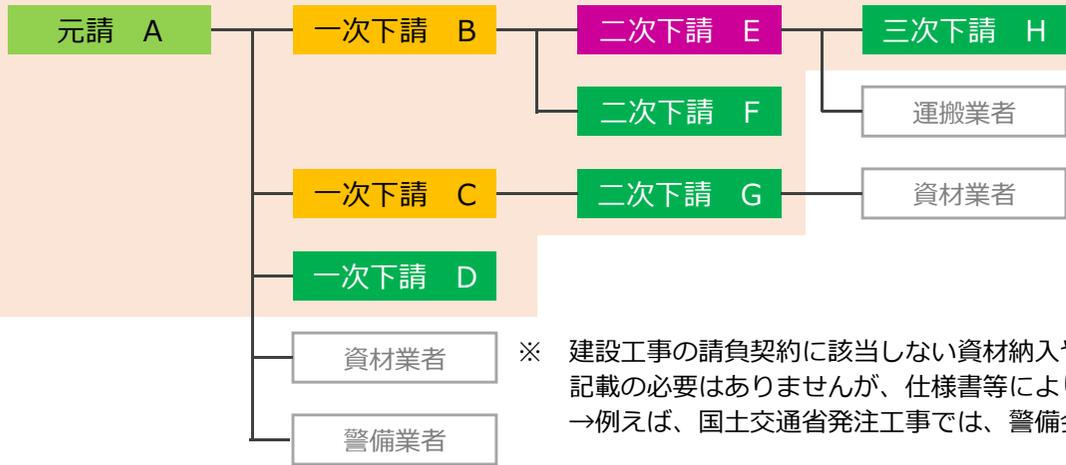
# 2-10. 施工体制台帳の作成① (記載対象となる下請負人)

建設業法第24条の8  
建設業法施行規則第14条の2

国土交通省  
関東地方整備局  
建設部 建設産業第一課

- 「建設工事の請負契約」における全ての下請負人が施工体制台帳の記載対象となります。 ※無許可業者も含まれます。
- 一次下請だけでなく、二次下請、三次下請等も記載対象です。

## 施工体制台帳の作成範囲



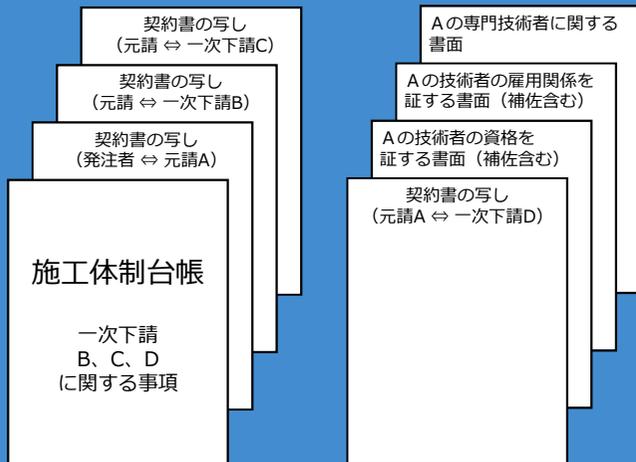
- 一次下請業者に対し、施工体制台帳作成対象工事である旨を通知
- 二次下請業者に対し、施工体制台帳作成対象工事である旨を通知するとともに、元請業者（作成建設業者）に対し、再下請負通知書を提出
- 三次下請業者に対し、施工体制台帳作成対象工事である旨を通知するとともに、元請業者（作成建設業者）に対し再下請負通知書を提出
- 施工体制台帳作成対象工事である旨の通知及び再下請負通知書の提出義務なし（再下請負していないため）

※ 建設工事の請負契約に該当しない資材納入や調査業務、運搬業務などにかかる下請負人等については、建設業法上は記載の必要はありませんが、仕様書等により発注者が記載を求めているときは記載が必要となる場合があります。  
→例えば、国土交通省発注工事では、警備会社との契約について共通仕様書により記載を求めています。

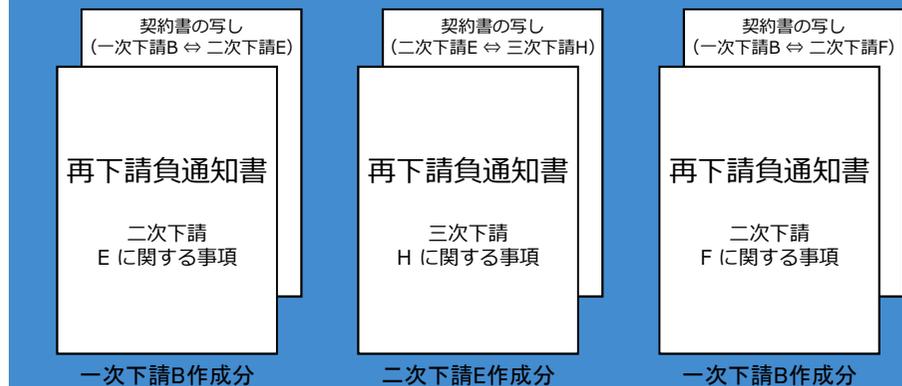
## 施工体制台帳の構成

- ①元請業者と一次下請業者の記載事項と添付書類
- ②再下請負通知の記載事項と添付書類

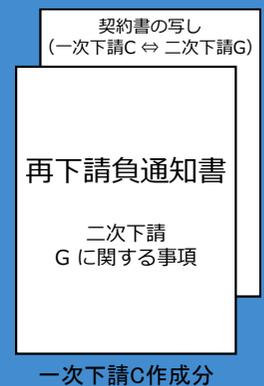
### 元請A 作成分



### 一次下請B関係



### 一次下請C関係



※一次下請業者D、二次下請業者F、二次下請業者G、三次下請業者Hは、再下請負していないため、再下請負通知書の提出義務なし

## 2-11. 施工体制台帳の作成②（記載内容と添付書類）

○施工体制台帳には、作成建設業者の許可に関する事項、請け負った建設工事に関する事項、下請負人に関する事項、健康保険等の加入状況、外国人建設就労者の従事状況等を記載しなければなりません。

### 施工体制台帳に記載すべき内容 (建設業法施行規則第14条の2第1項)

#### 【元請負人に関する事項】

- 建設業許可の内容 ※すべての許可業種
- 健康保険等の加入状況
- 建設工事の名称・内容・工期
- 発注者との契約内容（発注者の商号、契約年月日等）
- 発注者が置く監督員の氏名等
- 元請業者が置く現場代理人の氏名等
- 配置技術者の氏名、資格内容、専任・非専任の別
- 従事する者の氏名等
- 外国人材の従事状況

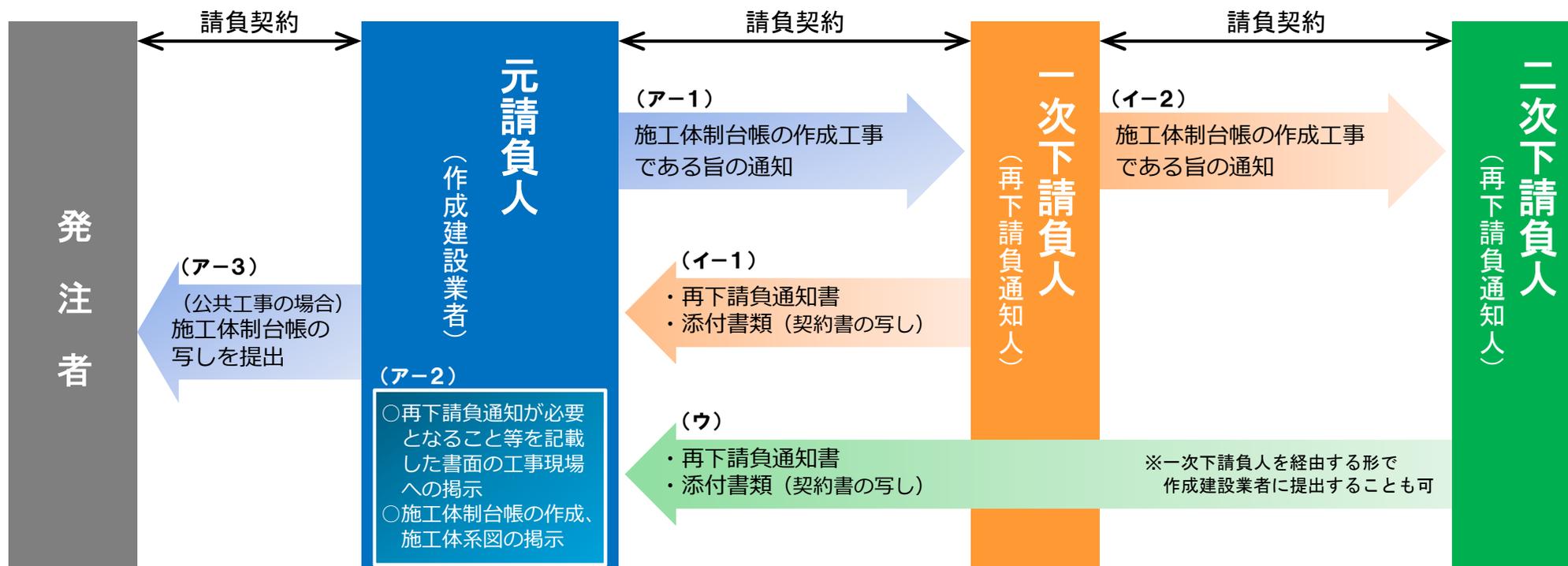
#### 【下請負人に関する事項】

- 商号・住所
- 建設業許可の内容 ※請け負った工事に係る許可業種
- 健康保険等の加入状況
- 下請契約した工事の名称・内容・工期
- 下請契約の締結年月日
- 注文者が置く監督員の氏名等
- 現場代理人の氏名等
- 配置技術者の氏名、資格内容、専任・非専任の別
- 従事する者の氏名等
- 外国人材の従事状況

### 施工体制台帳に添付すべき書類 (建設業法施行規則第14条の2第2項)

- 発注者との契約書の写し
- 下請負人が注文者との間で締結した契約書の写し  
(注文・請書及び基本契約書又は約款等の写し)  
※民間工事の場合で、作成建設業者が注文者となる下請契約以外の  
下請契約については、請負代金額を除いたもの  
(元請⇄一次間の契約書には請負代金額の記載が必要です)
- 元請負人の配置技術者が監理技術者資格を有することを  
証する書面  
※現場配置の専任を要する工事のときは、監理技術者資格者証の  
写しに限る
- 監理技術者補佐を置くときは、監理技術者補佐資格を有する  
ことを証する書面
- 専門技術者を置いた場合は、その者の資格を証明できる  
ものの写し（国家資格等の技術検定合格証明書等の写し）
- 監理技術者、監理技術者補佐及び専門技術者の雇用関係を  
証明できるものの写し（健康保険証等の写し）

# 2-12. 施工体制台帳の作成③（作成手順）



## (ア) 元請負人【作成建設業者】

< 一次下請締結後 >

- 元請業者である建設業者は、作成建設業者に該当することとなったとき、遅滞なく、一次下請人に対し、施工体制台帳の作成対象工事である旨の通知を行う【上図ア-1】とともに、工事現場の見やすい場所にその旨が記載された書面（再下請負通知書の書面案内）を掲示【上図ア-2】し、施工体制台帳と施工体系図を整備します【上図ア-3】。

## (イ) 一次下請負人

< 二次下請締結後 >

- 一次下請人は、作成建設業者に対して、再下請負通知書（添付資料である請負契約書の写しを含む）を提出する【上図イ-1】とともに、二次下請負人に施工体制台帳の作成対象工事である旨の通知を行います【上図イ-2】。
- 作成建設業者は、一次下請負人から提出された再下請負通知書により、又は自ら把握した情報に基づいて施工体制台帳と施工体系図を整備します。

## (ウ) 二次下請負人

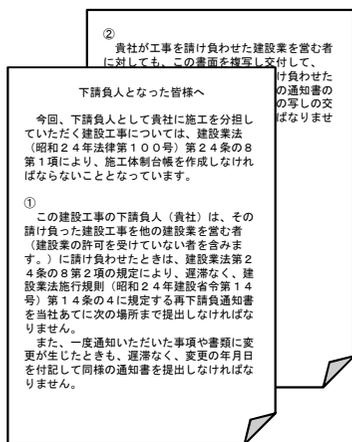
< 三次下請締結後 >

- 二次下請人は、作成建設業者に対して、再下請負通知書（添付資料である請負契約書の写しを含む）を提出する【上図ウ】（一次下請負人を經由して提出することも差し支えありません。）とともに、三次下請負人に施工体制台帳の作成対象工事である旨の通知を行います。
- 作成建設業者は、二次下請負人から提出された再下請負通知書若しくは自ら把握した情報に基づいて記載する方法又は再下請負通知書を添付する方法のいずれかによって、施工体制台帳と施工体系図を整備します。

# 2-13. 施工体制台帳の作成④（関係者への周知）

○施工体制台帳の作成対象工事であることを、工事関係者に周知しましょう。

## 書面通知



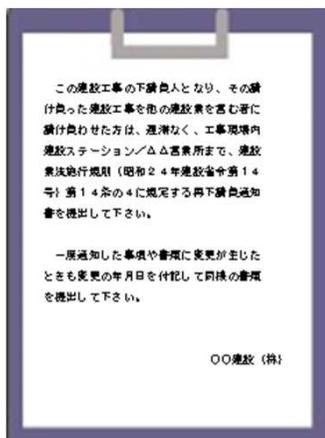
通知を行う者  
→ すべての建設業者

下請に工事を発注する際、  
以下内容を書面で通知

- 元請業者の名称
- 再下請負通知が必要な旨



## 掲示



掲示を行う者  
→ 元請業者

現場内の見やすい場所に  
再下請通知書の提出案内  
を掲示する。



## 下請業者への書面通知例

下請負人となった皆様へ

今回、下請負人として貴社に施工を分担していただく建設工事については、建設業法（昭和24年法律第100号）第24条の8第1項の規定により、施工体制台帳を作成しなければならないこととなっています。  
この建設工事の下請負人（貴社）は、その請け負ったこの建設工事を他の建設業を営む者（建設業の許可を受けていない者を含みます。）に請け負わせたときは、

- ① 建設業法第24条の8第2項の規定により、遅滞なく、建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第14条の4に規定する再下請負通知書を当社あてに次の場所まで提出しなければなりません。また、一度通知いただいた事項や書類に変更が生じたときも、遅滞なく、変更の年月日を付記して同様の通知書を提出しなければなりません。
- ② 貴社が工事を請け負わせた建設業を営む者に対しても、この書面を複写し交付して、「もしさらに他の者に工事を請け負わせたときは、作成建設業者に対する①の通知書の提出と、その者に対するこの書面の写しの交付が必要である」旨を伝えなければなりません。

作成特定建設業者の商号 ○〇建設（株）  
再下請負通知書の提出場所 工事現場内建設ステーション/△△営業所

## 現場への掲示文例

この建設工事の下請負人となり、その請け負った建設工事を他の建設業を営む者に請け負わせた方は、遅滞なく、工事現場内建設ステーション/△△営業所まで、建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第14条の4に規定する再下請負通知書を提出してください。  
一度通知した事項や書類に変更が生じたときも変更の年月日を付記して同様の書類を提出してください。

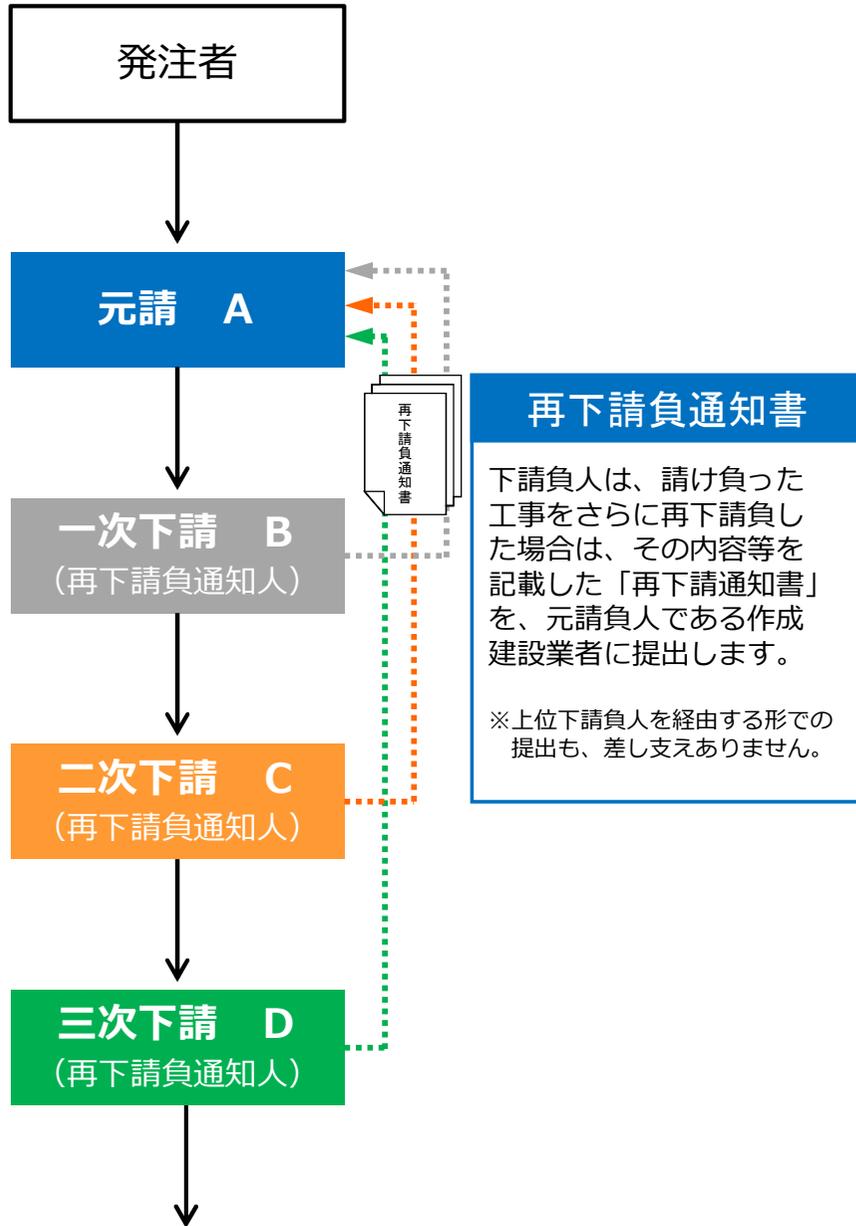
〇〇建設（株）

# 2-14. 再下請負通知書

建設業法第24条の8第2項  
建設業法施行規則第14条の4

国土交通省  
関東地方整備局  
建設部 建設産業第一課

○施工体制台帳の作成対象工事では、下請負人は、さらにその工事を再下請負した場合、元請負人である特定建設業者に対して「再下請負通知書」を提出しなければなりません。



## 再下請負通知書の内容

左の施工体系において、二次下請のCが元請Aに提出する場合の例

① 自社に関する事項	◆Cの商号、所在地、許可番号
② 自社が注文者と締結した請負契約に関する事項	◆CがBから請け負った工事の名称 ◆注文者であるBの商号 ◆Bと下請契約を締結した年月日
③ 自社が下請契約を締結した再下請負人に関する事項 (注)	◆Dの商号、所在地、許可番号 ◆Dに請け負わせた工事に係るDの許可業種
④ 自社が再下請負人と締結した請負契約に関する事項 (注)	◆Dに発注した工事の名称、内容、工期 ◆C・D間での下請契約の締結年月日 ◆Cが監督員を置くときは、その者の氏名等 ◆Dが現場代理人を置くときは、その者の氏名等 ◆Dの主任技術者の氏名、専任・非専任の別、資格 ◆Dが主任技術者以外に専門技術者を置くときは、その者の氏名、資格、担当工事の内容 ◆Dの従事する者の氏名等
⑤ 健康保険等の加入状況 (健康保険・厚生年金保険・雇用保険)	◆Dの健康保険等への加入状況
⑥ 外国人材の従事状況	◆Dにおける外国人材の従事の状況

(注) 添付書類【請負契約書の写し】に記載されている事項は、再下請通知書への記載が省略できます。

# 2-15. 施工体系図の作成と掲示

建設業法第24条の8第4項  
建設業法施行規則第14条の6

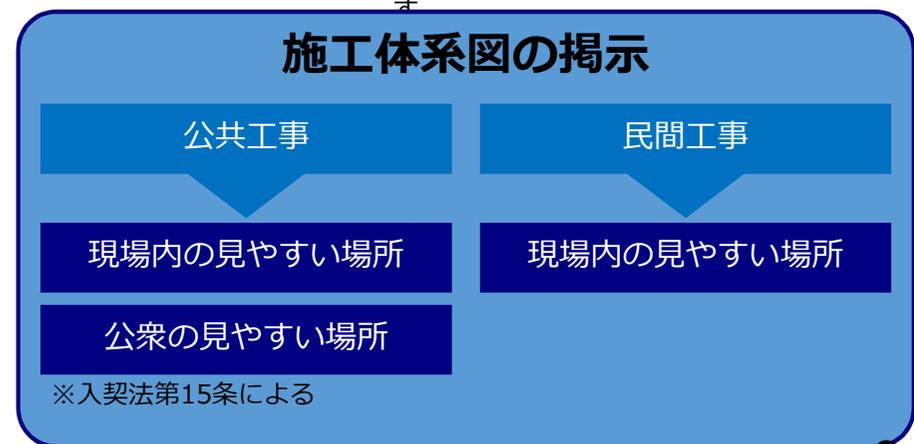
国土交通省  
関東地方整備局  
建設部 建設産業第一課

○施工体制台帳の作成対象工事では、各下請負人の施工分担関係が一目で分かるように、施工体制台帳をもとに樹上図等の形で示す「施工体系図」を作成し、掲示しなければなりません。



！施工体系図は、工事の期間中の掲示が義務付けられています。  
掲示場所は、公共工事は工事現場の工事関係者が見やすい場所と  
公衆の見やすい場所、民間工事は工事関係者が見やすい場所とされています。

！工事の進行によって表示すべき下請業者に変更があった場合は、  
速やかに施工体系図の表示も変更しなければなりません。





# 2-17. <イメージ> 作業員名簿【作成例】

- 特定建設業者である元請業者（建設業法）、公共工事を実施する元請業者（入契法）は、施工体制台帳の一部として、建設工事に従事する者の健康保険等の加入状況等を記載した、いわゆる「作業員名簿」の作成・変更が義務付けられている（R2.10.1施行）。  
※公共工事では、作成・変更時の発注者への提出も必要。
- これは、元請業者に作業員個々人の保険加入状況・資格取得状況等を把握させることで、その処遇改善につなげるとともに、建設工事の適正な施工を確保することを目的とするものである。

## 作業員名簿の記入例

**作業員名簿**

(令和3年3月12日作成)

作業員名簿を作成又は変更した年月日を記入

提出日 令和3年3月12日

元請確認欄

提出日 令和3年3月12日

作成建設業者の名称を記入  
国交建設(株)  
(00000000000000)

事業所の名称・現場ID

所長名 国土 太郎

建設工事に従事する者の記号を記入

雇用保険番号の被保険者番号の下4桁を記入

一次会社名・事業者ID

(次)会社名・事業者ID

建設工事に従事する者が受けている技能講習を記入

建設現場の所長名を記入

建設工事に従事する者の氏名・ふりがなを記入

建設工事に従事する者の職種を記入

建設工事に従事する者の生年月日・年齢を記入

建設工事に従事する者が加入している保険(健康・年金・雇用)を記入

共済制度(建退共・中退共)の加入の有無を記入

建設工事に従事する者が受けている教育(雇入・職長・特別)を記入

建設工事に従事する者が取得している資格を記入

現場入場及び受入教育を実施した年月日を記入

番号	ふりがな		職種	生年月日	健康保険		建設業退職金共済制度	教育・資格・免許			入場年月日
	氏名	技能者ID			年金保険	雇用保険		雇入・職長特別教育	技能講習	免許	
1	こぶしろう	1111111111111111	建築	〇〇年〇〇月〇〇日	健康保険組合	厚生年金	有	職長・安全衛生責任者		一級建築施工管理技士	△△年△△月△△日
	国土 次郎	1111111111111111		〇〇歳	雇用保険 3333	無					△△年△△月△△日
2	こぶしろう	1111111111111111	建築	〇〇年〇〇月〇〇日	健康保険組合	厚生年金	有	職長・安全衛生責任者		一級建築施工管理技士補	△△年△△月△△日
	国土 三郎	1111111111111111		〇〇歳	雇用保険 3333	無					△△年△△月△△日
3	いししろ	1111111111111111	配管	〇〇年〇〇月〇〇日	健康保険組合	厚生年金	有	職長・安全衛生責任者	玉掛け		△△年△△月△△日
	田舎 吉郎	1111111111111111		〇〇歳	雇用保険 3333	無					△△年△△月△△日
				年月日							年月日
				歳							年月日
				年月日							年月日
				歳							年月日
				年月日							年月日
				歳							年月日

○注意事項

- 建設業法では作業員名簿の様式は定められていませんので、この様式によらずとも構いません。
- は、建設業法で定められた記載事項です。
- 事業者ID、現場ID及び技能者IDは建設キャリアアップシステムで使用しているものを記載します。

(注) 1. ※印欄には次の記号を入れる。

(現) …現場代理人 (作) …作業主任者(注)2 (女) …女性作業員 (18) …18歳未満の作業員  
 (主) …主任技術者 (職) …職長 (安) …安全衛生責任者 (能) …能力向上教育 (危) …危険有害業務・再発防止教育  
 (外) …外国人技能実習生 (特) …外国人建設就労者 (特) …1号特定技能外国人

(注) 2. 作業主任者は作業を直接指揮する義務を負うので、同時に施工されている他の現場や、同一現場においても他の作業個所との作業主任者を兼務することは、法的に認められていないので、複数の選任としなければならない。

(注) 3. 各社別に作成するのが原則だが、リース機械等の運転者は一緒でもよい。

(注) 4. 資格・免許等の写しを添付することが望ましい。

(注) 5. 健康保険欄には、左欄に健康保険の名称(健康保険組合、協会けんぽ、建設国保、国民健康保険)を記載。上記の保険に加入しておらず、後期高齢者である等により、国民健康保険の適用除外である場合には、左欄に「適用除外」と記載。

(注) 6. 年金保険欄には、左欄に年金保険の名称(厚生年金、国民年金)を記載。各年金の受給者である場合は、左欄に「受給者」と記載。

(注) 7. 雇用保険欄には右欄に被保険者番号の下4けたを記載。(日雇労働被保険者の場合には左欄に「日雇保険」と記載)事業者である等により雇用保険の適用除外である場合には左欄に「適用除外」と記載。

(注) 8. 建設業退職金共済制度及び中小企業退職金共済制度への加入の有無については、それぞれの欄に「有」又は「無」と記載。

(注) 9. 安全衛生に関する教育の内容(例:雇入時教育、職長教育、建設用リフトの運転の業務に係る特別教育)については「雇入・職長特別教育」欄に記載。

(注) 10. 建設工事に係る知識及び技術又は技能に関する資格(例:登録〇〇基幹技能者、〇級〇〇施工管理技士)を有する場合は、「免許」欄に記載。

(注) 11. 記載事項の一部について、別紙を用いて記載しても差し支えない。



# 2-19. <イメージ> 施工体系図【作成例】

- 特定建設業者である元請業者（建設業法）、公共工事を実施する元請業者（入契法）は、各下請業者の施工の分担関係を表示した「施工体系図」の作成・掲示が義務付けられている。
- これは、元請業者が施工体制を的確に把握し、下請業者の監督や施工管理を適切に行えるようにするとともに、下請業者も含めた全ての者が施工の役割分担を簡明に確認できるようにすることで、建設工事の適正な施工を確保することを目的としている。

## 施工体系図の記入例

作成建設業者が発注者と締結した契約書に記載された工期を記入

## 施工体系図

発注者名	◇◇商事株式会社
工事名称	〇〇ビル新築工事

工期	自 令和3年2月28日 至 令和4年3月31日
----	----------------------------

元請業者・事業者ID	〇〇建設(株) (00000000000000)	作成建設業者の名称を記入
監督員名	建設 太郎	作成建設業者が置いた 専門技術者の氏名を記入(※)
監理技術者名 主任技術者名	副土 次郎	作成建設業者が置いた専 門技術者が担当する工 事内容を具体的に記入 (※)
監理技術者補佐名	副土 三郎	元方安全衛生管理者
専門技術者名	伊国 四郎	中国 三郎
担当工事内容	冷暖房設備工事 給排水設備工事	
専門技術者名		
担当工事内容		
会長	統括安全衛生責任者 副土 次郎	
副会長	北海 一郎	

《一次下請》

会社名・事業者ID	〇〇土木(株) (00000000000000)
代表者名	関東 五郎
許可番号	77777
一般/特定の別	一般/特定
安全衛生責任者	田中 一郎
主任技術者	関東 六郎
特定専門工事の該当	有・無
専門技術者	
担当工事内容	
工期	3年3月5日 ~ 4年3月25日

《二次下請》

会社名・事業者ID	〇〇鉄務工業(株) (00000000000000)
代表者名	中部 太郎
許可番号	99999
一般/特定の別	一般/特定
安全衛生責任者	中部 七郎
主任技術者	中部 七郎
特定専門工事の該当	有・無
専門技術者	
担当工事内容	
工期	3年4月1日 ~ 3年9月30日

《三次下請》

会社名・事業者ID	〇〇近畿建設 (00000000000000)
代表者名	近畿 太郎
許可番号	33333
一般/特定の別	一般/特定
安全衛生責任者	近畿 太郎
主任技術者	近畿 太郎
特定専門工事の該当	有・無
専門技術者	
担当工事内容	
工期	3年4月12日 ~ 3年8月31日

会社名・事業者ID	
代表者名	
許可番号	
一般/特定の別	一般/特定
安全衛生責任者	
主任技術者	
特定専門工事の該当	有・無
専門技術者	
担当工事内容	
工期	年 月 日 ~ 年 月 日

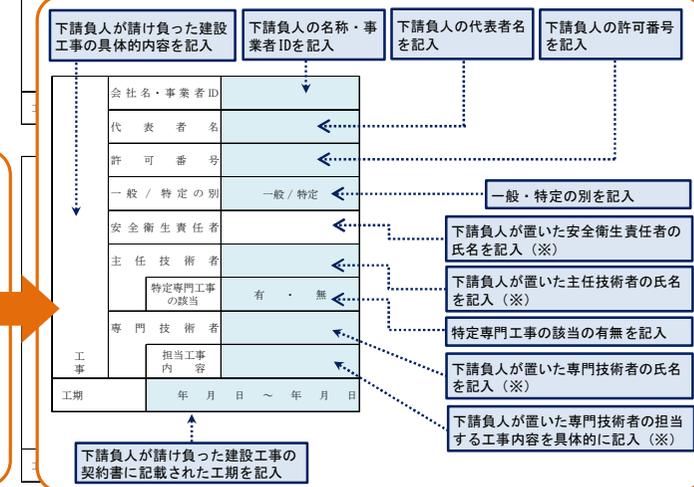
型枠工

会社名・事業者ID	〇〇北海道建設 (00000000000000)
代表者名	北海道 夫
許可番号	44444
一般/特定の別	一般/特定
安全衛生責任者	北海道 夫
主任技術者	

会社名・事業者ID	
代表者名	
許可番号	
一般/特定の別	一般/特定
安全衛生責任者	
主任技術者	

照明内設電気設備

会社名・事業者ID	〇〇電機(株) (00000000000000)
代表者名	東京 四郎
許可番号	55555
一般/特定の別	一般/特定
安全衛生責任者	埼玉 五郎
主任技術者	埼玉 五郎
特定専門工事の該当	有・無
専門技術者	
担当工事内容	
工期	3年3月5日 ~ 4年3月25日



- 注意事項
1. 建設業法では施工体系図の様式は定められていませんので、この様式によらずとも構いません。
  2. [ ] は、建設業法で定められた記載事項です。
  3. 説明書きの後ろに(※)があるものは、技術者等を置かない場合もあるので、その際は記載不要です。
  4. 下請負人が建設業の許可を受けていない場合は、下請負人に関する「主任技術者」及び「専門技術者」については、記載不要です。
  5. 事業者ID及び現場IDは建設キャリアアップシステムで使用しているものを記載します。

### 3. 建設技能者施策について

# 3-1. 一人親方問題の現状の課題と施策の方向性

建設業の一人親方問題に関する検討会  
中間とりまとめ(参考資料)

## 1. 現状の課題

- 国土交通省においては、
  - ・ 老後の生活や怪我時の保障など**技能者に対する処遇改善**
  - ・ 法定福利費を適正に負担する企業による**公平・健全な競争環境の整備**
 等の観点から、平成24年度から**社会保険加入対策を推進**しており、企業単位・技能者単位ともに保険加入率上昇が見られるなど、一定の効果が発現
- **令和2年10月から建設企業の社会保険加入が建設業許可・更新の要件**として位置付けられるなど、社会保険加入対策をさらに強化
- 一方で、社会保険加入対策や労働関係法令規制の強化に伴って、法定福利費等の労働関係諸経費の削減を意図して、**技能者の個人事業主化(いわゆる一人親方化)**が進む懸念
- 建設業界への聞き取りや企業アンケートにおいても、技能者の一人親方化が進んでいる傾向が示されており、その中には、実態が雇用労働者であるにもかかわらず、**偽装請負の一人親方として従事している技能者も一定数存在**

法定福利費等の労働関係諸経費の削減を意図して、**偽装請負としての一人親方化**を進めることは、技能者の処遇低下のみならず、法定福利費等を適切に支払っていない企業ほど競争上優位となるなど、公正・健全な競争環境を阻害するのみならず、**社会保険加入対策の根幹を揺るがす重要な問題**

## 2. 施策の方向性

### ① 一人親方等に直接訴求する取組(令和元年度実施済)

⇒ 社員(労働者)と一人親方(個人事業主)の**適切な働き方の理解を促す**とともに、社員として働いた場合は一人親方として働いた場合と比較して、将来の年金給付額が多くなる可能性等について、**直接一人親方等に周知**

### ② 実効性ある一人親方対策(今後実施)

⇒ 職種ごとの一人親方の実態把握等を行いつつ、規制逃れを目的とした一人親方化対策、その他一人親方の処遇改善対策等について、「**建設業の一人親方問題に関する検討会**」において**実効性ある施策を検討・推進**

## 3-2. 職種ごとの一人親方の実態

○ 第2回検討会にて、専門工事業団体の構成員に一人親方の実態をヒアリングした内容。

業種名	実態等
鉄筋工事業	一人で請け負って仕事をする業種では無い。人手不足の時に「応援」という形で個人の職人に依頼することがある。
型枠工事業	型枠工事業においては一人親方という形でできる仕事は、本来の作業の特性上、少ない。労務費率の高い職種で法定福利費が請負金額に反映されていない状況である。
電気工事業	一人親方は、二次下請、三次下請以降の会社にいる。
管工事業	会社から独立する技能者はいる。社員では対応ができない範囲を一人親方が対応している。報酬は必要経費等(持ち込む道具や車代など)を加味して従業員より多く支払う傾向。
鳶工事業	鳶工事業においては一人親方という形で、できる仕事は少なく、グループ毎での作業となる。高齢者や社会保険未加入者、人手不足の際の人員補充するような技能者を一人親方としている。
内装仕上工事業	工法の変化により、技能者は工賃のみの仕事となったが、個人住宅現場などでは材料・工賃で請け負う現場もある。各工事の一日当たりの施工㎡数から算出して、請負契約が行われ、工事が上手な方や早く仕上げる方は収入を上げられる形になっている。
塗装工事業	道具と材料があれば独立できる。報酬は働いた日数に応じて支払われる傾向。地域特性や受注環境の減少等を理由に一人親方は多様な働き方をしている。また、時間外労働の上限規制(働き方改革法)に起因して、より多くの収入を得たい技能労働者の「一人親方化」がさらに増加している。
建設機械施工	ダンプ、トラックを個人で持っている一人親方はいる。他職種に比べて労務費率が比較的安く、また、技量の高い技能者を確保することが優先事項であり、技能者を外注するメリットは少ない。
左官工事業	労務費率が高い職種のため、職人を一人親方として独立させた事例は非常に多い。ゼネコン等が元請となる現場で一人で壁を塗ることは元請の指揮命令系統の中にあるので、一人親方としての働き方は難しいと考える。

## 3-3. 各建設現場における一人親方の実態

### ゼネコンの現場における一人親方の実態

- 一人親方が現場に入場する際、施工体制台帳や施工体系図への記載が適正に行われている現場が増えている。その一方で、書類提出や手続の煩雑さを理由に、雇用契約が無いにも関わらず、上位下請企業の社員として、新規入場者教育や危険予知書類等に名前を記載して現場入場している一人親方も多い。特に「応援」と称して現場入場する一人親方に多く散見される。
- 自治体発注の中学校新築工事現場で、鉄筋工事の二次下請として31人の一人親方が施工体系図に記載されている事例があった。
- 一人親方の現場入場を拒否、あるいは原則不可とする元請も出てきている。また、現場入場の条件として、特別労災の給付基礎日額1万円以上の加入や、一人親方と請負契約を締結した発注会社への上乗せ保険への加入指導、内訳が記載された請負契約書の提出等を求める事例もある。

### 住宅企業の現場における一人親方の実態

- 一次下請に住宅企業のグループ会社の施工業者や協力会社の工務店が入り、二次下請以降に大工職の一人親方やその他の職種の一親方が下請となる実態が多い。
- 大手の住宅企業が特別加入団体となり、その団体を通じて特別労災に加入している一人親方は、給付基礎日額が低額の加入者が多い実態、10代の加入者もいる事例がある。
- 現場の就労実態は、元請の管理システムで現場の入退場時刻を報告している事例が多い。
- 請負契約を締結する際に一定の期間、単価は同額とする事例(合意単価)があり、単価交渉の余地が無く、指値発注に近い事例が多い。
- 家電量販店発注の据付工事等では、請負金額(単価)の交渉余地が無いことが多いとの報告がある。

### 建売住宅の現場における一人親方の実態

- 建売住宅企業が発注者で、大工職の一人親方が元請として木工事部分を請負う事例が多い。
- 現場の就労実態は、建売住宅企業に所属する現場監督人が定期的に現場の施工管理、材料の発注・手配等を行い、請負契約の大工には施工マニュアル等が配付され、施工手順・方法・使用材料の指定等が詳細に決められている事例が多い。また、早朝・夜間・日曜日は施工禁止等、就労時間の制限がされている事例が多いが、工期設定が短いため、夜間・日曜日に作業をしている実態もある。
- 一人親方と請負契約を締結する場合、建売住宅企業によって棟単価、坪単価、平米単価等が仕様等を基準に定額で決められており、両方で事前に見積をせず、発注金額が記載された発注書・請書が一方向的に送付され、一人親方が記入・押印をして請書を返送するケースが多

### 求人サイト・求人情報誌などにおける一人親方の実態

- インターネットによる求人情報・求職者情報提供で、建設現場の仕事情報サイトと呼ばれるプラットフォームが数多く存在し、多くの一人親方が登録をしている。なお、職業安定法第32条の11の規定により、建設業の有料職業紹介事業は禁止されている。
- 契約内容を確認すると「1日2万円(常用請負)」等、形式的に請負契約としているが、実態は単なる労働力として現場に従事している事例が多い。

※このページに記載されている実態や事例は、  
本検討会の構成員より提供いただいた事例を掲載している。

## 3-4. 建設業の一人親方問題に関する検討会まとめ 概要

### 規制逃れを目的とした一人親方化防止対策

- 1 社会保険の加入に関する下請指導ガイドラインの改訂
  - ・明らかに実態が雇用形態であるにもかかわらず、一人親方として仕事をさせている企業を選定しない取扱いとすべき
  - ・適正と考えられる一人親方を具体的に記載
  - ・適正でないと考えられる一人親方の例を記載 等
- 2 技能者に対して働き方が適正かどうか確認するための取組
  - ・働き方の自己診断チェックリストの活用
  - ・一人で請け負って仕事ができる職種又は仕事の確認
  - ・現場入場時の元請企業等による技能者本人へ働き方等のヒアリングの実施 等

### 一人親方の処遇改善策

- 3 適正な請負契約の締結・適切な請負代金の支払いについて周知
  - ・建設業法第20条第3項で定められている見積書に必要な14項目や、建設業法第19条第1項で定められている契約書に必要な15項目を盛り込んだ、建設工事の完成を目的とした見積書、請負契約とすること
  - ・「フリーランスとして安心して働ける環境を整備するためのガイドライン」を遵守する旨の周知
  - ・一人親方に工事を請け負ってもらう場合、工事費のほかに必要経費を適切に反映させた請負代金を支払うよう元請企業が下請企業に指導 等

- 4 雇用契約を締結すべきと考えられるケースや契約内容等が適切でないケースの周知徹底及び契約内容の適正化
  - ・特定企業の業務に専属的に使用し、労働日や始業・終業時刻を指定し、仕事の進め方や作業方法等について具体的に指揮命令を行い、賃金は就業した時間に応じて支払っているが、契約上は請負としている場合
  - ・契約内容が請負となっていない、報酬が労働時間・日数によって変動するような請負契約を締結している場合
  - ・契約金額に労災特別加入の費用や支給されない資機材等の必要経費等が実質的に反映されず、同種の雇用している技能者と同額程度の報酬となっているような請負契約を締結している場合 等

- 5 一人親方問題における国土交通省・建設業界が政策的に推進する「適正一人親方の目安」の策定
  - ・「実務経験年数が10年程度未満」、又は「建設キャリアアップシステムのレベル3相当未満の技量」の技能者(例:10代・20代の技能者)が一人親方として扱われている場合は、処遇改善・技能向上の観点から、雇用契約の締結・社会保険への加入を促進
  - ・実務経験年数が10年程度以上あり、建設キャリアアップシステムのレベル3相当以上の技術力を持つ技能者が一人親方として現場作業に従事している場合、目指すべき一人親方として政策的に誘導し、建設業法に基づく適正取引を周知

### 今後の検討課題や注意事項 等

- インボイス制度の周知徹底
  - ・令和5年(2023年)10月からインボイス制度が始まるため、円滑な導入ができるよう周知を行う。

- 建設キャリアアップシステムの活用についての検討
  - ・建設キャリアアップシステムに一人親方として登録した事業主に対する各種サービスの検討
  - ・(労働)災害が発生した際の就業履歴の確認 等

- 建設雇用改善計画(第十次)との連携

## 【平成26年8月からの対策】

- ・ 工事を実施する元請業者・一次下請業者（下請契約3千万円以上）を社会保険等加入業者に限定
- ・ 未加入の一次下請業者（下請契約3千万円以上）と契約した場合、特別な事情がなければ、受注者（元請業者）に対し、当該下請金額の10%の違約罰の徴収、指名停止及び工事成績評定の減点を実施
- ・ 二次下請以下の未加入業者は、建設業許可部局へ通報（下請契約3千万円以上）

## 【平成27年8月からの対策】

- ・ 一次下請を社会保険等加入業者に限定する対策について、下請契約3千万円未満の工事においても試行

これらの取組に加えて、

## ●平成29年4月からの対策強化

- ① 二次下請以下についても、社会保険等加入業者に限定することを実施し、受注者（元請業者）に対し、30日の猶予期間内※での加入指導を求める（加入指導の事実が確認された場合、猶予期間の延長可）。

※猶予期間・・・社会保険等未加入業者である下請業者が直ちに工事の施工から排除されることのないよう、当該未加入業者に対して加入を促す期間

## 【平成29年10月から適用】

- ② ①の期間内に加入確認書類が提出されなかった場合、受注者（元請業者）に対し、違約罰（当該下請金額の5%）、指名停止及び工事成績評定の減点を実施。

## 改正の背景

- 国土交通省直轄工事においては、平成29年4月以降、2次以下を含めた全ての下請企業を対象に、社会保険加入業者に限定する対策を実施しているところ（防衛省、農林水産省においても同様の措置）。
- 都道府県では、概ね、元請企業及び一次下請企業について一定の対策を講じているものの、市町村では、一部の団体に留まっている状況。

### ① 公共工事の元請企業を社会保険等加入業者に限定する取組

(出典) 入札契約適正化法に基づく実態調査

	実施している (定期の競争参加資格審査等で確認)		実施していない	
	H28.3.31	H27.3.31	H28.3.31	H27.3.31
国	17	15	2	4
都道府県	45	38	2	9
市区町村	840	611	901	1130

### ② 公共工事の下請企業を社会保険等加入業者に限定する取組

	全ての工事で、1次下請まで加入企業に限定(2次下請以降の限定も含む)		下請業者へのその他の対策を実施 (未加入業者の通報を含む)		対策を実施していない	
	H28.3.31	H27.3.31	H28.3.31	H27.3.31	H28.3.31	H27.3.31
国	6	5	6	3	7	11
都道府県	9	2	31	19	7	26
市区町村	137	90	824	54	780	1597

## 改正の内容

- 公共約款において、元請企業に対し、当該工事の下請（二次以降を含む）を社会保険加入企業に限定する規定を新設。ただし、地方公共団体の実情に配慮し、選択して条文を採用できるよう措置。

- 国土交通省で平成29年7月、標準約款(公共/民間/下請)を改正し、受注者が作成し発注者に提出する請負代金内訳書に法定福利費を内訳として明示することを標準化。
- 当該調査では、各公共発注者が公共工事を発注する際、受注者から提出される請負代金内訳書に法定福利費を明示する取組について調査。
- 国では、法定福利費を明示する取組が進む一方、**市区町村では一部の自治体にとどまっている状況。**

## ① 請負代金内訳書に法定福利費を明示する取組

(出典)令和3年度入札契約適正化法に基づく実態調査  
※カッコ内は、前回調査結果

	導入している	導入していない	導入割合 (%)
国(各府省)	16(16)	3(3)	84%(84%)
都道府県	34(29)	13(18)	72%(62%)
市区町村	427(346)	1,314(1,395)	24%(20%)

※市区町村は政令市を含み、北方領土6村を除く

## ② 請負代金内訳書に法定福利費を明示する取組を実施していない場合の今後の対応予定

	今後実施することを決定している (時期も決定)	今後実施することを決定している (時期は未定)	今後も実施する予定はない
国(各府省)	0(0)	1(2)	2(1)
都道府県	2(2)	8(10)	4(6)
市区町村	19(20)	695(767)	609(608)

適正な社会保険への加入を許可要件とする (R2.10~施行)

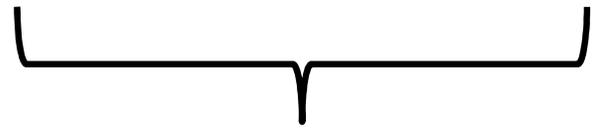
健康保険

厚生年金  
保険

雇用保険



適用事業所に該当する全ての営業所について、その旨を届け出ていること



適用事業の事業所に該当する全ての営業所について、その旨を届け出ていること

※許可要件としては適用事業所に該当する全ての事業所について、また、適用事業に該当する全ての適用事業についてその旨を届け出ていることを要件とし、労働者ごとの加入までは要件としないこととする。

適用事業所とは

- ・土木、建築その他の工作物の建設、改造、保存、修理、変更、破壊、解体又はその準備の事業を行う事業所で常時5人以上の従業員を使用するもの
- ・法人の事業所であって、常時従業員を使用するもの

適用事業とは

- ・労働者が雇用される事業

**★施工体制台帳の記載事項を追加 (R2.10以降)**

- 監理技術者補佐を配置する場合は、その者の氏名及び有する資格  
※この場合は、当該資格を証する書類及び恒常的な雇用関係があることを記載した書面を添付する。
- 当該建設工事に従事する者に関する以下の事項（作業員名簿）
  - ・ 氏名、生年月日及び年齢
  - ・ 職種
  - ・ **社会保険の加入等の状況**
  - ・ 中小企業退職金共済法に該当する者であるか否かの別  
※中退共又は建退共の加入を記載
  - ・ 安全衛生に関する教育を受けているときは、その内容
  - ・ 建設工事に係る知識及び技術又は技能に関する資格（従事者が希望しない場合は記載不要）

**施工体制台帳の記載事項追加により、技能者単位の社会保険加入状況についても記載の必要。**

**作業員名簿の作成については、建設キャリアアップシステムの活用により、効率的に作成することを想定。**

# 3-10. 社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン(概要)

○「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」は、建設業における社会保険の加入について、元請企業及び下請企業がそれぞれ負うべき役割と責任を明確にし、建設企業の取組の指針とするべきものとして策定

○同ガイドラインは、平成24年7月に通知し(課長通知)、同年11月1日に施行(令和4年4月1日最終改訂)

## 元請企業の役割と責任

社会保険については関係者を挙げて取り組むことが求められており、元請企業においても下請企業に対する指導等の取組を講じる必要

### ○下請企業について保険加入の確認・指導等

- ・ 選定の候補となる建設企業について社会保険の加入状況を確認し、未加入である場合には、早期に加入手続を進めるよう指導を行う
- ・ 社会保険の全部又は一部に適用除外ではなく未加入である建設企業を下請企業に選定しないとの取扱いを徹底
- ・ 建設キャリアアップシステムに登録している企業を選定することを推奨

### ○法定福利費の適正な確保

- ・ 見積時から法定福利費を必要経費として適正に確保する必要があり、法定福利費を内訳明示した見積書の提出について、下請企業に対する見積条件に明示するとともに、提出された見積書を尊重すること
- ・ 元請負人が、法定福利費相当額を一方的に削減したり、労務費そのものや他の費用で減額調整を行うなど、実質的に法定福利費相当額を賄うことができない金額で建設工事の請負契約を締結することは厳に慎むべき

### ○現場に入場する作業員について保険加入の確認・指導等

- ・ 新規入場者の受け入れに際して、各作業員について作業員名簿の社会保険欄を確認し、未加入等が発覚した場合には、作業員名簿を作成した下請企業に対し、作業員を適切な保険に加入させるよう指導する
- ・ 情報の真正性が確保されている建設キャリアアップシステムの登録情報を活用し、同システムの閲覧画面等において社会保険加入状況の確認を行うことを原則化
- ・ 書面にて保険加入状況の確認をする場合、社会保険の標準報酬決定通知書等のコピーを提示させ真正性の確保に向けた措置を講ずること
- ・ 一人親方として下請企業と請負契約を結んでいるため「雇用保険」に加入していない作業員がいる場合、元請企業は下請企業に対し、一人親方との関係を記載した再下請負通知書及び請負契約書の提出を求め、請負契約書の内容が適切かどうかを確認するとともに、一人親方本人に対し、現場作業に従事する際の実態を確認する

## 下請企業の役割と責任

従業員が社会保険加入義務を負っているのは雇用主であるため、下請企業自らが積極的にその責任を果たすことが必要不可欠

### ○雇用する労働者の適切な社会保険への加入

- ・ 労働者である社員と請負関係にある一人親方の二者を明確に区別した上で、労働者である社員については社会保険加入手続を適切に行うことが必要

### ○元請企業が行う指導等への協力

- ・ 元請企業の指導が建設工事の施工に携わる全ての下請企業に行き渡るよう、元請企業が行う指導に協力する

### ○法定福利費の適正な確保

- ・ 自ら負担しなければならない法定福利費を適正に見積り、法定福利費を内訳明示した見積書を注文者に提出するとともに、業務の一部を再下請負させる場合は、再下請負人の法定福利費を適正に確保する

## 一人親方について

### ○働き方自己診断チェックリストの活用

- ・ 建設企業との契約の形式が請負契約であっても、実態が当該建設企業の指揮監督下において労務を提供し、労務の提供として対価が支払われるものである場合、当該契約は建設工事の完成を目的とした請負契約に当たらないため、建設業法の適用を受けないことに留意
- ・ 働き方を確認し、その結果に応じて、雇用契約の締結・社会保険の加入を行うよう当該建設企業に求めること

### ○事業者としての立場

- ・ 一人親方が建設企業と請負契約を締結する際に、当該請負契約が建設工事の完成を目的とした内容である場合、事業者として当該工事に責任を持って施工する必要があるため、建設業法等を遵守し、取引の適正化、工事費には必要経費を適切に反映した請負代金の確保に努める
- ・ 見積書を事前に交わすことや請負契約書を書面で交付することを徹底しなければならない

## 3-11. 元請の果たすべき役割について

- 大規模な建設工事の施工にあたっては、多数の下請負人が参加し、二次、三次の下請が行われることも多く、これらの下請負人が共同して工事を施工することとなるが、従来これら下請負人は建設工事の施工に関し必要とされる本法や建築基準法、労働基準法等の規定についての理解が十分でなく、これらの規定を遵守しないために、工事現場における事故災害等の他、労働者に対する賃金の不払等種々の問題を生じることも少なくなかった。加えて、建設工事に従事する下請負人が建設工事の施工に関し必要とされる法令の規定を遵守するよう指導すべき者もはっきりしておらず、その指導能力も問題とされる
- そこで、建設業法第二十四条の七において、発注者から直接工事を請け負った特定建設業者に対して、当該建設工事の下請負人が所定の法令の規定に違反しないよう指導すべき義務を課すこととしている。
- 下請負人に対し違反しないよう指導すべき法令の規定は、①建設業法の全ての規定と、②建設工事の施工に関する法令（建築基準法、宅地造成等規制法）、建設工事に従事する労働者の使用に関する法令（労働基準法、職業安定法、労働安全衛生法等）の規定のうち一定のもの。
- また、建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和51年法律第33号）においても、元方事業主は関係請負人に対して雇用保険その他建設労働者の福利厚生に関する事項等の適正な管理に関して助言、指導その他の援助を行うように努めることとされている（第8条第2項）。

### ◎建設業法（抄）

（下請負人に対する特定建設業者の指導等）

第二十四条の七 発注者から直接建設工事を請け負った特定建設業者は、当該建設工事の下請負人が、その下請負に係る建設工事の施工に関し、この法律の規定又は建設工事の施工若しくは建設工事に従事する労働者の使用に関する法令の規定で政令で定めるものに違反しないよう、当該下請負人の指導に努めるものとする。

- 2 前項の特定建設業者は、その請け負った建設工事の下請負人である建設業を営む者が同項に規定する規定に違反していると認めるときは、当該建設業を営む者に対し、当該違反している事実を指摘して、その是正を求めるように努めるものとする。
- 3 第一項の特定建設業者が前項の規定により是正を求めた場合において、当該建設業を営む者が当該違反している事実を是正しないときは、同項の特定建設業者は、当該建設業を営む者が建設業者であるときはその許可をした国土交通大臣若しくは都道府県知事又は営業としてその建設工事の行われる区域を管轄する都道府県知事に、その他の建設業を営む者であるときはその建設工事の現場を管轄する都道府県知事に、速やかに、その旨を通報しなければならない。

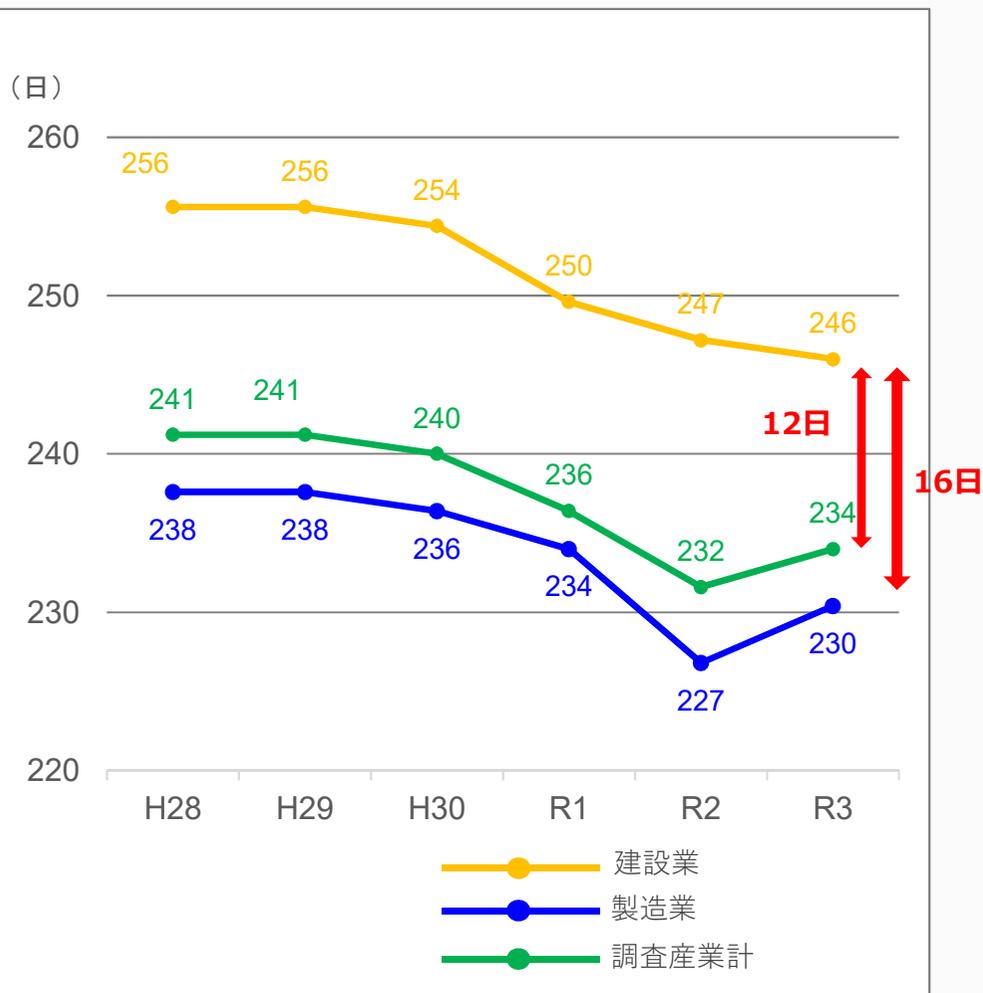
# 3-12. 罰則付き時間外労働の上限規制

	現行規制	令和6年4月以降
原則	≪労働基準法で法定≫ 1. 1日8時間・1週間40時間 2. <u>36協定を結んだ場合、協定で定めた時間まで時間外労働可能</u> 3. 災害復旧や大雪時の除雪など、避けることができない事由により臨時の必要がある場合には、労働時間の延長が可能(労基法33条)	【同左】
36協定の限度	≪厚生労働大臣告示:強制力なし≫ ・ 原則、月45時間かつ年360時間 ・ ただし、臨時的で特別な事情がある場合、延長に上限なし(年6か月まで)(特別条項) ※建設の事業は適用を除外	≪労働基準法改正により法定:罰則付き≫ ・ 原則、月45時間かつ年360時間 ・ 特別条項でも上回ることの出来ない年間労働時間を設定 ① 年720時間(月平均60時間) ② 年720時間の範囲内で、一時的に事務量が増加する場合にも上回ることの出来ない上限を設定 a. 2~6ヶ月の平均でいずれも80時間以内 b. 単月100時間未満 c. 原則(月45時間)を上回る月は年6回を上限 ただし、災害からの復旧・復興に限り、上記②a.b.は適用しない(※) ※労基法33条は事前に予測できない災害などに限定されているため、復旧・復興の場合でも対象とならないことがある

# 3-13. 年間出勤日数と年間実労働時間の推移

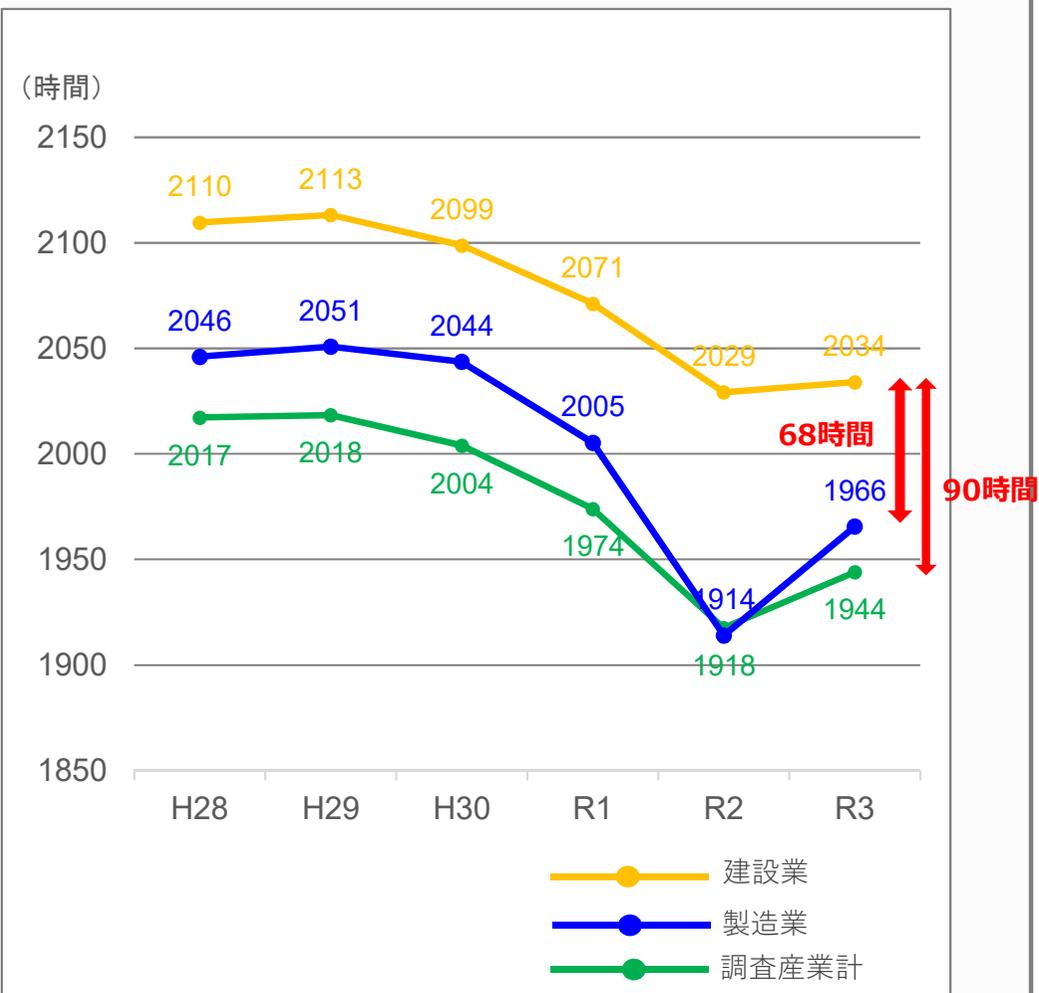
## 産業別年間出勤日数

○厚生労働省「毎月勤労統計調査」  
パートタイムを除く一般労働者



## 産業別年間実労働時間

○厚生労働省「毎月勤労統計調査」  
パートタイムを除く一般労働者



# 3-14. 建設業における平均的な休日の取得状況

## 建設業における平均的な休日の取得状況

○出所: 国土交通省「適正な工期設定等による働き方改革の推進に関する調査」  
(令和4年6月15日公表)

### 全体

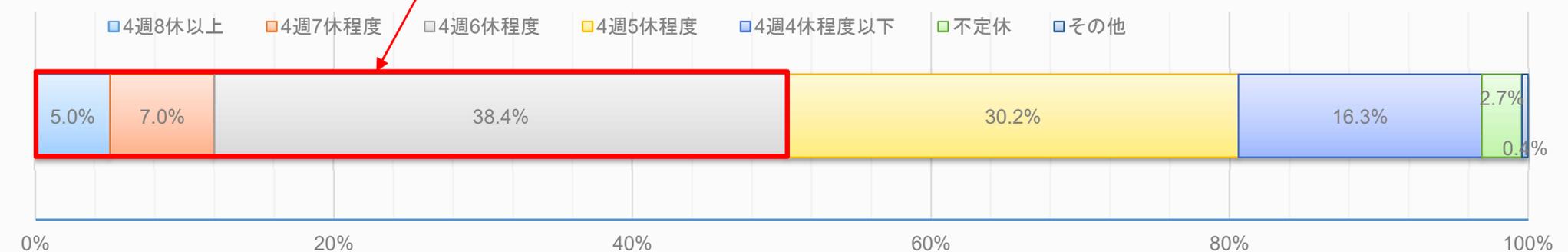


### 公共工事の受注がほとんど



公共工事の方が、比較的休日が取得できている

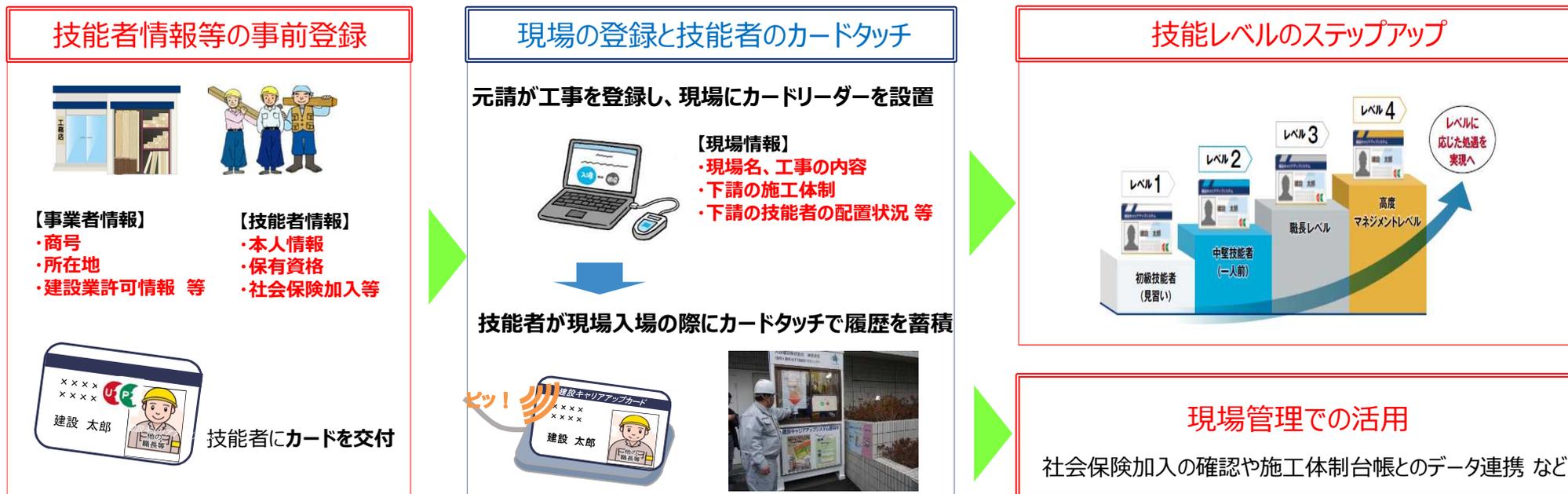
### 民間工事の受注がほとんど



- 「建設キャリアアップシステム」は、技能者の資格や現場での就業履歴等を登録・蓄積し、**技能・経験の客観的な評価を通じた技能者の適切な処遇や現場管理につなげる**仕組み
- これにより、①若い世代が**キャリアパスの見通し**をもてる、②**技能・経験に応じて処遇を改善する**、③**技能者を雇用し育成する企業が伸びていける**建設業を目指す
- システムは、日建連、全建、建専連、全建総連など、**業界団体と国が連携して官民一体で普及を推進**

## <建設キャリアアップシステムの概要>

※システム運営：（一財）建設業振興基金



- ◎ 現場を支える技能者が、技能・経験に応じて適切に処遇され、働き続けられる環境づくり（働き方改革）
- ◎ データ連携等を通じた効率的な現場管理（生産性向上）

→ **建設業が「地域の守り手」として将来にわたり持続的な役割を担っていくために必要**

**技能者の登録数**

**102.4万人が登録**

※労働力調査(R3)における建設業技能者数:309万人

**事業者の登録数**

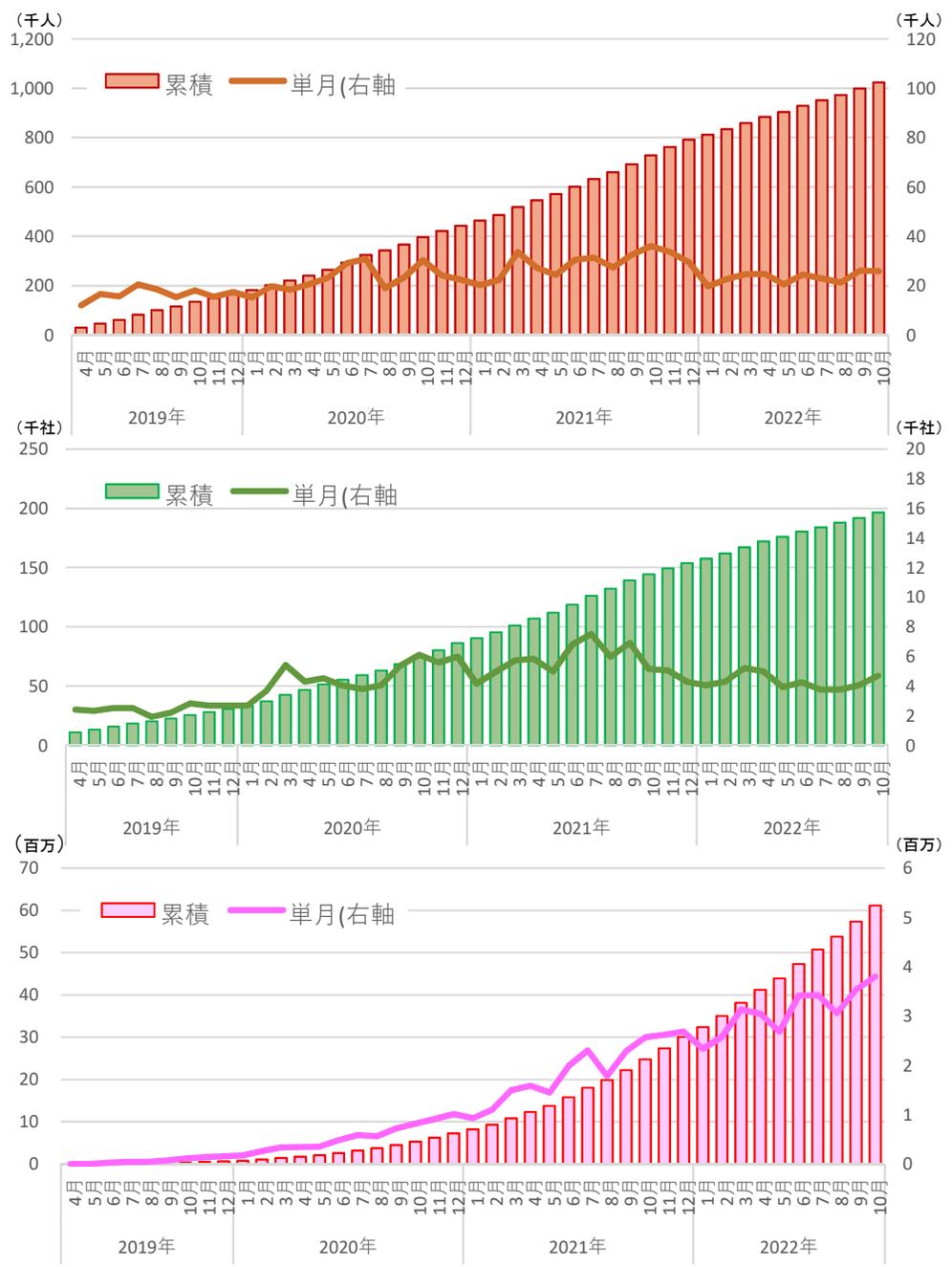
**19.7万社が登録**

※うち一人親方は6.2万社

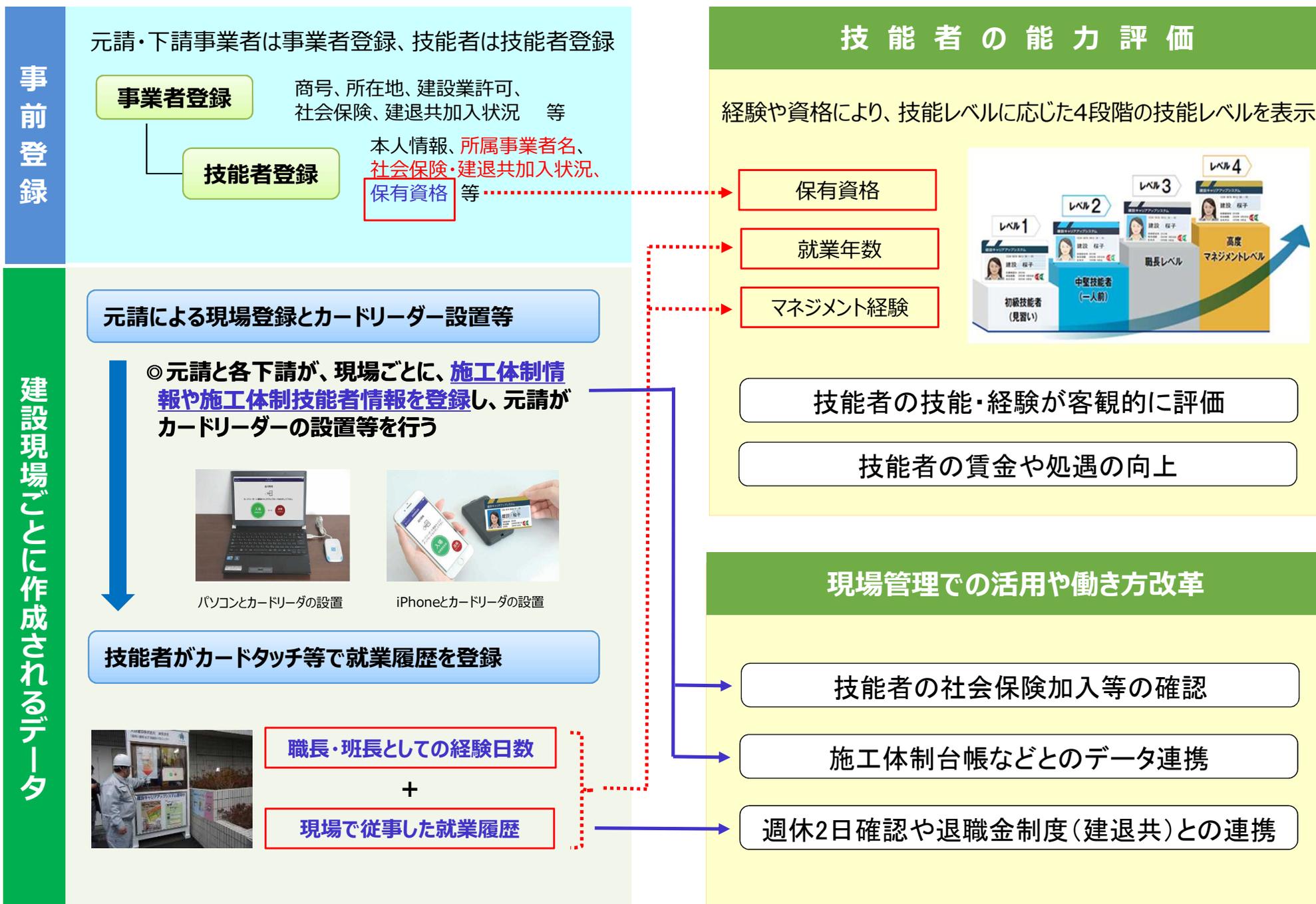
**就業履歴数**

**現場での利用は増加傾向**

※10月は過去最高となる380万履歴を蓄積

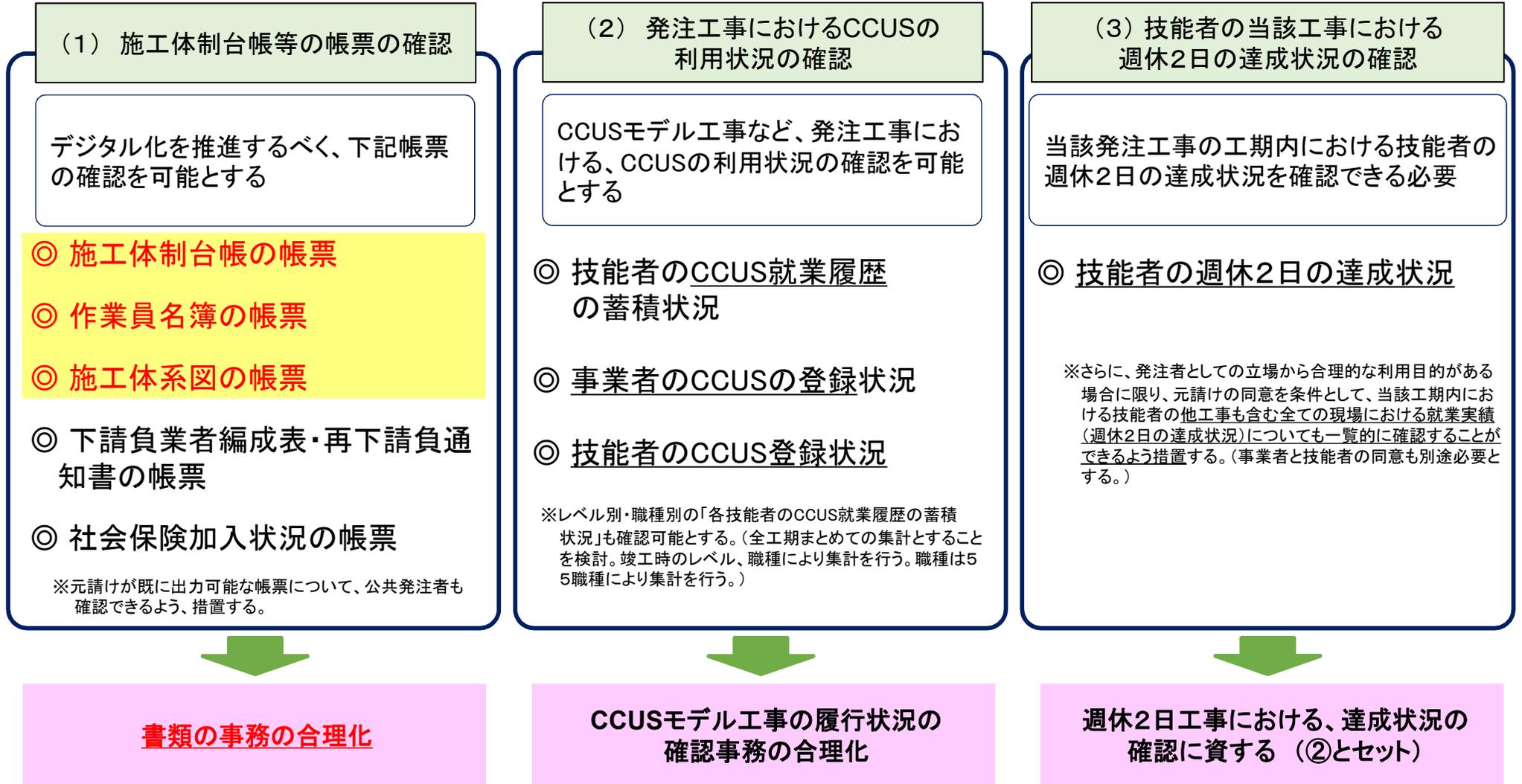


出所:建設業振興基金データより国土交通省



令和3年度補正予算 1.5億円

○発注者がCCUSを活用し、施工体制台帳等の閲覧、CCUSの利用状況の確認、工期内における技能者の週休2日の達成状況の確認できるよう、措置  
 (※元請けの同意を前提として、発注者にIDを付与し、個人情報の保護に留意しつつ、CCUSの画面の一部を確認できる仕組みを整備)  
 (※システム改修の想定費用(概算)は約1.5億円。近日中に供用開始予定。)



- 就業履歴を蓄積するカードリーダーの設置コストを削減するため、安価なカードリーダーでも利用可能となるよう就業履歴登録アプリを改修。
- デジタル化推進のため、CCUS画面に新たに入力項目を設け、**施工体制台帳等**※へデータが反映できるようシステムを改修

※ 施工体制台帳、施工体系図、再下請負通知書、作業員名簿等

### カードリーダー改修

### 施工体制台帳等改修

**CCUSカード**

- 技能者ID
- 再発行回数
- カード製造番号



建設キャリアアップシステム  
1234 5678 9012 34 - 01  
建設 桜子  
初期登録年 2018年  
有効期限 2028年 9月30日  
生年月日 1910年 9月生



- 現行反映項目：元請／下請事業者名、工事名称、現場住所・工期 等
- 今回対応範囲：許可業種、外国人従事有無、発注者情報 等

○ 今回改修を実施することで、**システムの利用コスト軽減、現場管理・作業効率化などの生産性向上を実現、利用の促進を図ることで、技能者の能力評価のステップアップ、処遇改善につなげる。**

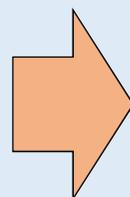
- 建設キャリアアップシステムに登録・蓄積される情報や技能者の能力評価を活用し、**専門工事企業の施工能力等を「見える化」**
- 技能者を雇用・育成する専門工事企業が、発注者や元請、ハローワーク等に情報発信し、受注機会や入職者確保につなげる

## 【見える化の項目と評価内容】

基礎情報	建設業許可の有無
	資本金
	完成工事高
	団体加入の有無 等

施工能力	建設キャリアアップカード保有者数
	レベル3以上の技能者数の割合
	29歳以下の割合、平均勤続年数
	保有する建設機械の台数 等

コンプライアンス	社会保険加入の有無
	処分歴の有無
	コンプライアンス確保の取組 等



## 【評価結果】 評価を受けた職種について ☆☆☆☆の4段階で評価

職種	.....
基礎情報	☆☆☆☆
施工能力	☆☆☆☆
コンプライアンス	☆☆☆☆



(見える化ロゴマーク・バナー)

・業種ごとに選択評価内容の追加も可能

# 3-21.見える化評価の項目

## 共通評価内容

項目区分	評価内容	詳細内容
基礎情報	建設業許可の有無	建設業許可の有無
	建設業の許可年数	建設業の許可年数
	財務状況等	事務負担の軽減も踏まえ、建設キャリアアップシステムにある資本金、売上高（完成工事高）のデータにより財務評価を行う。
	取引先	-
	社員数	-
	団体加入	団体加入の有無
	施工能力	建設技能者の人数
	施工実績	-
コンプライアンス	法令遵守	●処分歴
	社会保険加入状況	●社会保険加入状況
	コンプライアンスに関する取組状況（従業員、事業者）	<ul style="list-style-type: none"> <li>●従業員のコンプライアンス確保の取組</li> <li>●事業者自らのコンプライアンス確保の取組</li> </ul>

## 選択評価内容の例

項目区分	評価内容	
基礎情報（人材確保育成）	女性の確保育成状況	
	研修・訓練の実施状況	
	建設技能者の定着率	
	基礎情報（地域貢献その他）	防災活動への貢献状況
		国際標準化機構が定めた規格による登録状況
		生産性向上・技術開発
		民事再生法等の適用の有無
	災害時対応	
	経営力	
施工能力	建機の保有状況	
	表彰	
	最大請負金額	
	協力会社	
コンプライアンス（法令遵守・安全衛生）	労働時間	
	安全関係団体加入状況	
コンプライアンス（処遇・福利厚生）	給与制度	
	休暇制度	
	労務管理	